

# 障害者福祉ガイドブック

つくば市



# つくば市

## 障害者福祉ガイドブック

### はじめに

つくば市では、障害のある方が地域社会の一員として、健康で安心した生活が送れるよう福祉サービスの充実をめざしています。

このガイドブックは、障害者福祉サービスの各種施策、相談窓口等についてご活用いただくために作成したものです。

また、ご利用にあたって申請が必要な制度もありますので、詳しくは、直接各担当窓口にお問い合わせください。

なお、福祉相談については、来庁することが困難な方の場合、電話相談等で対応することもできます。

皆さまに広くご利用いただき、お役立ていただければ幸いです。

◎ このガイドブックは令和5年4月現在の内容となっています。

発行後の制度改正等により、掲載内容と実際の状況が異なっている場合があります。

#### 【マークの説明】

身

身体障害

知

知的障害

精

精神障害

難

難病患者等

発

発達障害

# もくじ

<b>1 障害者手帳・等級別の主なサービス一覧</b>	<b>1~2</b>
<b>2 障害者手帳</b>	<b>3~5</b>
身体障害者手帳	3
療育手帳	4
精神障害者保健福祉手帳	5
<b>3 保健と医療</b>	<b>6~9</b>
医療福祉費支給制度(福)、障害認定による後期高齢者医療の受給資格	6~7
自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)	7~8
指定難病特定医療費の助成、小児慢性特定疾病医療の助成	8
特定疾病療養(医療)の給付、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	9
<b>4 年金と手当</b>	<b>10~12</b>
障害基礎年金、特別障害給付金、特別障害者手当	10
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当	11
難病患者福祉金、心身障害者扶養共済制度	12
<b>5 介護給付・訓練等給付及び障害児通所支援</b>	<b>13~14</b>
介護給付・訓練等給付のサービス及び障害児通所支援	13~14
<b>6 障害者相談支援事業所</b>	<b>15~16</b>
<b>7 補装具及び日常生活用具</b>	<b>17~21</b>
補装具費の支給、日常生活用具の給付	17~20
身体障害者紙おむつ購入費の助成、災害時に備えたストマ用装具の保管	21
車いすの貸与	21
<b>8 地域生活支援</b>	<b>22~30</b>
つくば市「福祉支援センター」、地域活動支援センター事業	22
移動支援サービス利用費の助成、日中一時預かりサービス利用費の助成	23
重度身体障害者訪問入浴サービス利用費の助成	24
住宅改造費の助成、手話通訳者の設置	24
手話通訳者及び要約筆記者の派遣、遠隔手話サービス	25
点字・録音広報、中途失明者緊急生活支援	25
身体障害者補助犬の給付、自動車改造費の補助	26
自動車運転免許証取得費の補助、緊急通報システム(FAX・メール)	27
ヘルプマーク・ヘルプカード	27
茨城県生活福祉資金貸付・小口資金貸付制度、避難行動要支援者名簿	28
日常生活自立支援事業、成年後見制度	29
あんしん生活支援サービス、重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	30

<b>9 各種交通機関の利用について</b>	<b>31～37</b>
TX（つくばエクスプレス）旅客運賃の割引	31
JR旅客運賃の割引、乗合バス（路線バス・高速バス）運賃の割引	32
「つくバス」（コミュニティバス）・「つくタク」（乗合タクシー）等の割引	33
国内航空運賃の割引	33
タクシー料金の割引、タクシー料金の助成（障害者タクシー運賃助成券）	34
交通系 IC カードによる鉄道・バス利用運賃の助成	34
福祉有償運送、有料道路通行料金の割引	35
障害者特別駐車券の交付、つくば市路外駐車場の料金の減額	36
自転車等駐車場の料金の免除	36
駐車禁止の除外、いばらき身障者等用駐車場利用証制度	37
<b>10 税の控除等</b>	<b>38～42</b>
所得税・市県民税の所得控除	38
自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免	39～40
軽自動車税（種別割）の減免、利子等の非課税（障害者マル優）	41
相続税の障害者控除、贈与税の非課税	42
<b>11 その他の福祉</b>	<b>43～47</b>
NHK放送受信料の減免、水道料金の減免	43
NTT番号案内の無料化、携帯電話利用料の割引、郵便料金の免除	44
青い鳥郵便はがきの無料配布、障害者歯科治療センター	44
公共施設等の減免、図書館の利用に関するサービス、投票に関する制度	45～47
<b>12 相談の窓口</b>	<b>48～53</b>
つくば市役所、障害者虐待防止センター（障害者地域支援室内）	48
各種相談機関	49～52
身体障害者・知的障害者相談員、民生委員・児童委員	52
障害者差別解消法について	53
<b>13 障害者虐待防止について</b>	<b>54</b>
<b>14 スポーツ・文化・その他</b>	<b>55</b>
市主催 スポーツ・文化事業、つくば市福祉団体連絡協議会	55
<b>15 障害程度等級表</b>	<b>56～59</b>
身体障害者障害程度等級表（その1）、身体障害者障害程度等級表（その2）	56～58
療育手帳の障害の程度の判定等	59
精神障害者保健福祉手帳の障害程度の判定等	59
<b>16 すてっぷの一とあゆむ、災害時対応ノート・災害時ガイドブック</b>	<b>60</b>
<b>17 マイナンバー（個人番号）を提示する際に必要な書類</b>	<b>61</b>

# 1 障害者手帳・等級別の主なサービス一覧

詳しくは掲載ページをご覧ください。年齢や所得等の制限がある場合があります。

		医療福祉費支給制度	自立支援医療（更生医療）	障害基礎年金	特別障害者手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	在宅障害児福祉手当	難病患者福祉金	心身障害者扶養共済制度	補装具費の支給	日常生活用具の給付	紙おむつ購入費の助成	移動支援サービス利用費の助成	日中一時預かり利用費の助成	重度身障者訪問入浴費の助成	住宅改造費の助成	自動車改造費の補助	自動車運転免許証取得費の補助			
掲載ページ		6	7	10	10	11	11	11	12	12	※	※	21	23	23	24	24	26	27			
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○	○	△	○	○	○	「指定難病特定医療費受給者証」「一般特定疾患医療受給者証」をお持ちの方	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△		
		2	○	○		○		○		○	○	△		○	△	△	△	△	△	△	△	
		3	△	○			○				○	○	△			△					△	
		4		○		△		△				○	△			△					△	
		5		○								○	△			△						
		6		○								○	△			△						
	視覚障害	1	○	○		△	○	○		○		○	○	△		○	△					△
		2	○	○			○			○		○	○	△		○	△					△
		3	△	○			○			○		○	○	△			△					△
		4		○									○	△			△					△
		5		○									○	△			△					
		6		○									○	△			△					
	聴覚又は平衡の障害	2	○	○		△	○	△		○		○	○	△		○	△					△
		3	△	○			○			○		○	○	△			△					△
		4		○									○	△			△					△
		5		○									○	△			△					
	音声・言語 そしゃく 機能障害	3	△	○						○		○	△	△			△					△
		4		○									△	△			△					△
	内部障害	1	○	○		△	△	△		○		○	△	△		○	△					△
		2	○	○			△			○		○	△	△		○	△					△
3		○	○			△		○		○	△	△			△					△		
4			○								△	△			△					△		
療育手帳	知的障害	①	○		△	○	○	○		○		△		○	△			△				
		A	○				○	○		○		△		○	△							
		B	△				○	○		○				○	△							
		C					△		△		○			○	△							
精神障害者 保健福祉手帳	精神障害	1	○			△	△	△		○		△		○	△		△					
		2					△		△		○		△		○	△						
		3					△		△		○		△		○	△						
所得制限等		有	有	有	有	有	有			有							有	有				

(○印はおおむね該当、△印は一部該当) ※申請書は市内窓口センターにも備えてあります。

		避 難 行 動 要 支 援 者 名 簿	T X 旅 客 運 賃 の 割 引	J R 旅 客 運 賃 の 割 引	乗 合 バ ス 運 賃 の 割 引	つ く バ ス ・ つ く タ ク の 割 引	国 内 航 空 運 賃 の 割 引	タ ク シ ー 料 金 の 割 引	障 害 者 福 祉 タ ク シ ー 運 賃 助 成 券  ※	交 通 系 I C カ ー ド に よ る 鉄 道 ・ バ ス 利 用 運 賃 の 助 成	有 料 道 路 通 行 料 金 の 割 引	障 害 者 特 別 駐 車 券 の 交 付  ※	い ば ら き 身 障 者 等 用 駐 車 場 利 用 証  ※	所 得 税 ・ 市 県 民 税 の 所 得 控 除	自 動 車 税 ・ 取 得 税 の 減 免	軽 自 動 車 税 の 減 免	N H K 放 送 受 信 料 の 減 免	水 道 料 金 の 減 免		
掲載ページ		28	31	32	32	33	33	34	34	34	35	36	37	38	39	41	43	43		
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	
		2	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△
		3		○	○	○	○	○	△	○		○	○	△	○	△	△	△	△	△
		4		○	○	○	○	○	△	○		○	○	△	○	△	△	△	△	
		5		○	○	○	○	○	△	○		○	○	△	○	△	△	△	△	
		6		○	○	○	○	○	△	○		○	○	△	○	△	△	△	△	
	視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○
		2	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○
		3		○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○	○	△	△	△	△
		4		○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○	○	△	△	△	
		5		○	○	○	○	○	△	○		○	○		○				△	
		6		○	○	○	○	○	△	○		○	○		○				△	
	聴覚又は平衡機能の障害	2	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○
		3		○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○	○	△	△	△	△
		4		○	○	○	○	○	△	○		○	○		○				△	
		5		○	○	○	○	○	△	○		○	○	△	○				△	
	音声・言語 そして 機能障害	3		○	○	○	○	○	△	○		○	○		○	△	△	△	△	△
		4		○	○	○	○	○	△	○		○	○		○				△	
	内部障害	1	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○
		2	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○
		3		○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○	○	△	△	△	△
		4		○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○				△	
	療育手帳	知的障害	①	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○
			A	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○
B				○	○	○	○	○	△	○			○		○			△	△	
C				○	○	○	○	○	△	○			○		○			△		
精神障害者 保健福祉手帳	精神障害	1	△			△	○	△		○	○		○	○	○	△	△	△	○	
		2				△	○	△		○			○		○			△	○	
		3				△	○	△					○		○			△	△	
所得制限等																		有		

## 2 障害者手帳

### ○ 身体障害者手帳

身

身体に障害のある方が各種福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級から6級までの等級があります。（一部の方には、手帳交付から一定期間経過後に再認定を受けていただくことがあります。）

対象者	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓に永続する障害がある方
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
手続	下表をご参照ください。

#### <各手続に必要なもの>

手続の種類	写真	診断書	手帳
初めて交付を申請するとき	2枚	○	
再交付申請	障害の程度が変わったとき	○	○
	障害が追加になったとき	○	○
	手帳を紛失したとき	1枚	
	手帳を破損したとき	1枚	○
	手帳の写真を変更するとき	1枚	
変更届	住所が変わったとき		○
	氏名が変わったとき		○
死亡、障害に該当しなくなったとき			○
保護者の氏名や住所が変わったとき （手帳所持者が15歳未満の場合）			○

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

- ・写真：タテ4cm×ヨコ3cm（無帽、上半身、1年以内に撮影したもの）  
（家庭用プリンターで印刷した写真やポラロイド写真は不可）
- ・診断書：所定の身体障害者診断書・意見書で、県が指定する医師が作成したもの。ただし、作成から3か月以内のものに限ります。診断書用紙は、障害福祉課窓口・各窓口センターに備えてあります。

※氏名、住所が変わったときは、30日以内に氏名・居住地変更の届出が必要です。

- ① 氏名変更、市内での転居・障害福祉課窓口でお手続きください。
- ② 市外への転出・転出先市区町村の障害者福祉担当窓口でお手続きください。

#### <身体障害者手帳交付診断書料助成制度に関すること>

内容	身体障害者手帳を申請するために取得した身体障害者診断書の文書料を助成します。（1障害区分に対して1回のみ助成可能） 助成額は、診断書料の半額（上限3,500円）です。
必要書類等	身体障害者診断書料を支払いされた際の領収書、振込先の口座番号が確認できるもの
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）



知的障害のある方が各種福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により①(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の各等級があります。また、一定期間経過後に再判定が必要となります。

対象者		児童相談所または福祉相談センターで知的障害と判定された方
手続	新規申請	児童相談所または福祉相談センターへ判定予約をしていただき、判定日にあわせて手帳の交付申請手続きをしてください。 ※写真(1枚)をご用意ください。 (判定予約・お問合せ先) ・茨城県福祉相談センター(18歳以上) 電話 029-221-0800、FAX 029-221-0811 ・茨城県土浦児童相談所(18歳未満) 電話 029-821-4595、FAX 029-822-0855
	新規申請以外	各手続に必要なものは、下表をご参照ください。 窓口：障害福祉課 電話 029-883-1111(代)
	再判定	次回の判定時期までに、児童相談所または福祉相談センターへ再判定の予約をしてください。 ※お持ちの療育手帳をご用意ください。

<各手続に必要なもの>

手続の種類		写真	手帳
他都道府県から転入したとき(交付申請)		1枚	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚	
	手帳を破損したとき	1枚	○
	記載欄余白がなくなったとき	1枚	○
	手帳の写真を変更するとき	1枚	○
変更届	住所が変わったとき		○
	氏名が変わったとき		○
死亡、障害に該当しなくなったとき			○

- ・写真：タテ4cm×ヨコ3cm(無帽、上半身、1年以内に撮影したもの)  
(家庭用プリンターで印刷した写真やポラロイド写真は不可)

※氏名、住所が変わったときは、氏名・居住地変更の届出が必要です。

- ① 氏名変更、市内での転居・障害福祉課窓口でお手続きください。
- ② 市外への転出・転出先市区町村の障害者福祉担当窓口でお手続きください。

## ○ 精神障害者保健福祉手帳

精

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が各種福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級、2級及び3級の等級があります。有効期間は2年間です。

対象者	精神の疾患により日常生活または社会生活に制約のある方
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111 (代)
手続	下表をご参照ください。

### <各手続に必要なもの>

手続の種類	写真	診断書または 障害年金証書等	手帳
初めて交付申請するとき	1枚	○	
更新するとき	1枚	○	○
障害の程度が変わったとき	1枚	○	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚	
	手帳を破損したとき	1枚	○
	手帳を汚損したとき	1枚	○
	手帳に写真を貼付するとき	1枚	○
変更届	住所が変わったとき		○
	氏名が変わったとき		○
他都道府県から転入したとき	1枚		○
死亡、障害に該当しなくなったとき			○

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

- ・写 真：タテ4cm×ヨコ3cm（無帽、上半身、1年以内に撮影したもの）  
（家庭用プリンターで印刷した写真やポラロイド写真は不可）
- ・診断書：所定の診断書で、初診日から6か月を経過した日以降に診断を受けたもの  
（診断書用紙は、障害福祉課窓口にご用意しています）
- ・年金証書等：精神の障害を理由に年金が支給されている場合、年金証書等（基礎年金番号が記載されている書類）の写しの添付による手続が可能です。

※氏名、住所が変わったときは、氏名・居住地変更の届出が必要です。

- ① 氏名変更、市内での転居・障害福祉課窓口でお手続きください。
- ② 市外への転出・転出先市区町村の障害者福祉担当窓口でお手続きください。

### <精神障害者保健福祉手帳交付診断書料助成制度に関すること>

内容	精神障害者保健福祉手帳を申請するために取得した診断書の文書料を助成します。（1回のみ助成可能） 助成額は、診断書料の半額（上限3,500円）です。
必要書類等	精神障害者保健福祉手帳用診断書料を支払いされた際の領収書、振込先の口座番号が確認できるもの
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111 (代)

### 3 保健と医療

#### ○ 医療福祉費支給制度（重度心身障害者等（福））

身 知 精

病院等で診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級（3 級の方は内部障害に限る）の方</li> <li>・療育手帳(A)、A の方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方</li> <li>・障害年金（身体障害、知的障害または精神障害による）の 1 級を受給している方</li> <li>・身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳の判定が B の方の一部</li> <li>・特別児童扶養手当の 1 級を受給している方</li> </ul>
所得制限	前年の所得が一定額以上の場合（受給制限）
必要書類等	健康保険証、印かん、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金の証書、特別児童扶養手当証書、マイナンバー（個人番号）が確認できるもの、預金通帳等（口座番号のわかるもの）
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）
備考	<p>県外の病院等受診や治療材料等の場合は一時立替払いをし、後日領収書等を添付の上、申請してください。</p> <p>65 歳以上の方は、後期高齢者医療被保険者の方が対象となります。（障害者手帳等を受け取った日の翌月末までに申請しなかった場合は、申請した日から制度の対象になります。）</p> <p>配偶者に重度の心身障害がある世帯の母子または父子（※）は母子（福）または父子（福）の対象となります。（※子どもが 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで）</p>

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

#### ○ 障害認定による後期高齢者医療の受給資格

身 知 精

一定の障害程度にある 65 歳以上 75 歳未満の方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することにより、所得の状況に応じて 1 割、2 割または 3 割の自己負担で医療を受けることができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1 級～3 級の方</li> <li>・身体障害者手帳 4 級の方のうち、音声・言語機能障害、下肢機能障害の 1 号、3 号及び 4 号の方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の方</li> <li>・療育手帳(A)、A の方</li> <li>・国民年金法における障害年金 1 級、2 級を受給している方</li> <li>・その他知事協議により認定された障害者</li> </ul>
必要書類等	手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）または障害状態を明らかにする書類（年金証書等）、健康保険証、マイナンバー（個人番号）が確認できるもの
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）
備考	申請日以降の加入となります（さかのぼっての加入はできません）。加入月から保険料がかかります。

### 国民健康保険税の介護保険適用除外

国民健康保険に加入している 40 歳以上 60 歳未満の方が介護保険適用除外施設に入所（入院）した場合、届出により国民健康保険税のうち介護納入金の納付が不要となりますので、介護保険適用除外に該当した場合は、14 日以内に届出を行ってください。また、施設を退所（退院）した場合においても、同様に届出が必要になります。

窓口 国民健康保険課

※社会保険等にご加入の場合は加入中の健康保険組合にお尋ねください。

## ○ 自立支援医療（更生医療）

身

身体障害者手帳をお持ちの方が、その障害の程度を軽減したり、残された機能を回復したりすることを目的とした手術等を受ける場合に、医療費が助成される制度です。指定医療機関で行う特定の手術等が該当となりますので、詳細については、お問い合わせください。※治療開始前の申請が必要です。

対象者	身体障害者手帳を交付された 18 歳以上の方で、角膜移植・関節形成・外耳道形成・心臓等の手術や、人工透析を受ける方
自己負担額	原則として、医療費の 1 割が自己負担となりますが、世帯の課税状況に応じてその上限が決められています。ただし、課税状況により対象とならない場合があります。
必要書類等	身体障害者手帳、印かん、健康保険証、指定医療機関の意見書等
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

## ○ 自立支援医療（育成医療）

身

身体に障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる児童に対し、医療費が助成される制度です。指定医療機関で行う特定の手術等が該当となりますので、詳細については、お問い合わせください。※治療開始前の申請が必要です。

対象者	18 歳未満で以下の障害に該当する児童 ※視覚、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、じん臓、その他内臓疾患 等
自己負担額	原則として、医療費の 1 割が自己負担となりますが、世帯の課税状況に応じてその上限が決められています。ただし、課税状況により対象とならない場合があります。
必要書類等	健康保険証、印かん、指定医療機関の意見書等
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## ○ 自立支援医療（精神通院）

精

精神疾患の通院医療を受けやすくするために、通院医療にかかる医療費が助成される制度です。詳細については、お問い合わせください。

対象者	精神障害により通院医療を受けている方
自己負担額	原則として、医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の課税状況に応じてその上限が決められています。ただし、課税状況により対象とならない場合があります。
必要書類等	診断書、印かん、健康保険証等
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## ○ 指定難病特定医療費の助成

身 難

国が定めた難病に罹患し、医療機関においてその治療を受けている方に対し、病状が一定の基準を満たす場合に医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。

対象者	国が定めた難病に罹患し、その治療を受けている方 ※対象となる疾患名等については、以下までお問い合わせください。
窓口	茨城県つくば保健所健康増進課 電話 029-851-9291 FAX 029-851-5680

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## ○ 小児慢性特定疾病医療の助成

身 難

小児慢性疾病の内、以下に掲げる疾患について、医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。

対象者	以下の疾患に罹患している18歳未満の小児（更新申請の場合は20歳未満）
窓口	茨城県つくば保健所健康増進課 電話 029-851-9291、FAX 029-851-5680

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

＜対象疾患群＞ ※疾患ごとに一定の対象基準が設けられています。

- ・ 悪性新生物（白血病、神経芽腫 等）
- ・ 慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎 等）
- ・ 慢性呼吸器疾患（気管支喘息、慢性肺疾患 等）
- ・ 慢性心疾患（心室中隔欠損症、心房中隔欠損症 等）
- ・ 内分泌疾患（成長ホルモン分泌不全性低身長症 等）
- ・ 膠原病（若年性特発性関節炎 等）
- ・ 糖尿病（1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病）
- ・ 先天性代謝異常（糖原病、ウィルソン病 等）
- ・ 血液疾患（血友病、血小板減少性紫斑病 等）
- ・ 免疫疾患（複合免疫不全症 等）
- ・ 神経・筋疾患（ウエスト症候群、筋ジストロフィー 等）
- ・ 慢性消化器疾患（胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症 等）
- ・ 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群（ダウン症候群、チャージ症候群 等）
- ・ 皮膚疾患群（表皮水疱症、色素性乾皮症 等）
- ・ 骨系統疾患（骨形成不全症 等）
- ・ 脈管系疾患（リンパ管腫 等）

## ○ 特定疾病療養（医療）の給付

長期にわたる医療が必要で、高額の自己負担を要する疾病について、該当する方が加入している健康保険が治療に要する医療費のうち、自己負担限度額を超えた分を負担します。

対象	1. 人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全の人 2. 血友病の人（先天性血液凝固因子障害の一部に限る） 3. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の人（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに限る）
自己負担限度額	1か月10,000円（※ただし、人工透析が必要な慢性腎不全の70歳未満の方で、上位所得者の方は20,000円） ※後期高齢者医療加入者の方は、一律10,000円。 ※医療福祉費支給制度（8ページ参照）の対象となる方は、自己負担額が減額される場合があります。
お問合せ先	後期高齢者医療の加入者…医療年金課 電話 029-883-1111（代） 国民健康保険の加入者…国民健康保険課 他の健康保険加入者…それぞれの加入している健康保険組合

## ○ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

対象	対象疾患に罹患している20歳以上の方
内容	対象疾患にかかる医療費（保険診療分）の自己負担分について公費負担します。なお、特定疾病療養受給の対象者の方は、自己負担限度額の1万円以内での公費負担になります。
お問合せ先	茨城県つくば保健所健康増進課 電話 029-851-9291、FAX 029-851-5680

## 4 年金と手当

### ○ 障害基礎年金

身 知 精 難

国民年金に加入している間に病気またはけがによって医師の診察を受け、65歳に達する日の前日までに一定の障害状態になった方に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めていた期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。また、20歳前に傷病により障害状態となった方にも20歳に達したときから支給されます。

年金の額	1級	年額 993,750円
	2級	年額 795,000円
支給方法	年6回に分けて偶数月（2・4・6・8・10・12の各月）に振込みます。	
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）	
備考	※障害年金の相談及び申請等が円滑に進むよう、来所日の事前予約をお願いします。 【予約電話】 医療年金課国民年金係 029-883-1111（代表）内線 1471 土浦年金事務所 029-825-1170（代表） ※ 御相談の際は、下記の情報の御準備をお願いします。 ① 申請する病名 ② ①の病気で初めて病院にかかった年月日（いつ～いつまで）及び病院名 ③ 初めての病院から現在の病院までの各病院と受診期間	

※ 厚生年金に加入中の場合は、土浦年金事務所（電話 029-825-1170）にお問い合わせください。

### ○ 特別障害給付金

身 知 精 難

対象者	平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生（定時制・夜間部・通信制を除く）、昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった、厚生年金に加入していた方の配偶者であって国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた疾病が原因で現在、障害基礎年金1、2級の状態にある方 ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。	
支給額	1級障害該当…月額 53,650円 2級障害該当…月額 42,920円	
支給制限	障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給することができる場合	
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）	

### ○ 特別障害者手当

身 知

身体等の障害が重複または最重度の状態にあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方本人に支給されます。

※手当は申請後、認定されなければ支給となりません。ご注意ください。

対象者	支給月額	支給方法
在宅で最重度の障害が重複している等により常に特別の介護を必要とする方	27,980円	年4回 2・5・8・11月（口座振込）
支給制限	福祉施設等に入所している場合、病院等に3か月を越えて入院している場合、前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）	
必要書類等	障害者手帳、印かん、診断書、本人名義の預金通帳等	
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）	

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## ○ 特別児童扶養手当

身 知 精

障害のある20歳未満の児童を家庭で監護している保護者の方に支給されます。  
※手当は申請後、認定されなければ支給となりません。ご注意ください。

	対象者	支給月額	支給方法
1級	身体障害者手帳1級・2級及び3級の一部 療育手帳①・A、同程度の障害のある児童	53,700円	年3回
2級	身体障害者手帳3級及び4級の一部 療育手帳B、同程度の障害のある児童	35,760円	4・8・11月（口座振込）
支給制限	児童が児童福祉施設等に入所している場合 児童が障害による公的年金を受給できる場合 前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）		
必要書類等	障害者手帳、印かん、戸籍謄本、診断書、保護者名義の預金通帳等		
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）		
備考	診断書は省略できる場合がありますので、お問い合わせください。		

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## ○ 障害児福祉手当

身 知 精

最重度の障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方本人に支給されます。

※手当は申請後、認定されなければ支給となりません。ご注意ください。

	対象者	支給月額	支給方法
	身体障害者手帳1級程度、療育手帳①程度、または同程度の障害のある児童	15,220円	年4回 2・5・8・11月（口座振込）
支給制限	障害を支給事由とする年金を受給できる場合、福祉施設等に入所している場合 前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）		
必要書類等	障害者手帳、印かん、診断書、本人名義の預金通帳		
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）		
備考	診断書は省略できる場合がありますので、お問い合わせください。		

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## ○ 在宅障害児福祉手当

身 知 精

障害のある20歳未満の児童と市内で同居し、家庭で養育している保護者の方に支給されます。  
※手当は申請後、認定されなければ支給となりません。ご注意ください。

	対象者	支給月額	支給方法
	身体障害者手帳1級・2級・3級及び4級の一部 療育手帳①・A・B、同程度の障害のある児童、特別児童扶養手当の認定を受けている児童	5,000円	年3回 4・8・12月（口座振込）
支給制限	児童が施設に入所している場合や障害児福祉手当を受給している場合		
必要書類等	障害者手帳、保護者名義の預金通帳 ※手帳がない方は、特別児童扶養手当認定通知書等		
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）		



## ○ 難病患者福祉金

難

茨城県の保健所長発行の「指定難病特定医療費受給者証」または「一般特定疾患医療受給者証」をお持ちの方に支給されます。

対象者	支給月額	支給方法
つくば市の住民基本台帳に登録されている方で茨城県の保健所長発行の「指定難病特定医療費受給者証」または「一般特定疾患医療受給者証」をお持ちの方（生活保護法による扶助を受けている方を除く）	3,000 円	年 2 回 9・3 月（口座振込）
必要書類等	「指定難病特定医療費受給者証」または「一般特定疾患医療受給者証」の写し（申請日時点で有効なもの）、本人名義の預金通帳	
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）	

※本制度は、毎年度申請が必要となります。

## ○ 心身障害者扶養共済制度

身 知 精

心身障害児(者)の保護者が加入者となり一定の掛金を納めることで保護者が死亡または身体に著しい障害を有することになった場合に、障害者に年金が支給されます。

保護者の要件	特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること 障害のある方に対して、加入できる保護者は1人であること 加入年の4月1日現在、年齢が65歳未満であること
対象者	療育手帳を所持する方 身体障害者手帳を所持し、その等級が1～3級までに該当する方 精神または身体に永続的な障害のある方で、上記の障害と同程度の障害と認められる方
掛金	1口9,300円～23,300円（月額、加入者の年齢に応じて金額が異なります） ※2口加入の場合は倍額
給付金	加入者が死亡または重度障害となったときは、1口につき、月20,000円の年金が支給されます。 また、子が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。（加入1年未満支給なし）
必要書類等	住民票（保護者、障害児(者)、年金管理者）の写し、障害者手帳、印かん、加入等申込書、障害証明書、申込者告知書、年金管理者指定届書
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

## 5 介護給付・訓練等給付及び障害児通所支援

### ○ 介護給付・訓練等給付のサービス及び障害児通所支援

障害のある人が地域で自立した生活がおくれるよう、総合的な障害福祉サービスを提供します。在宅で訪問を受けるサービス、通所等で利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。

#### 〈サービスの種類〉

■介護給付：障害程度が一定以上の方に、生活上・療養上必要な介護を行います。

サービス名	サービス内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に同行して、視覚情報の提供等の支援を行います。

■訓練等給付：身体的、または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

サービス名	サービス内容
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人に対し、対面による相談等や企業への訪問を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した人や、現に一人で暮らしていて支援が必要な人に定期的な居宅訪問による支援を行います。

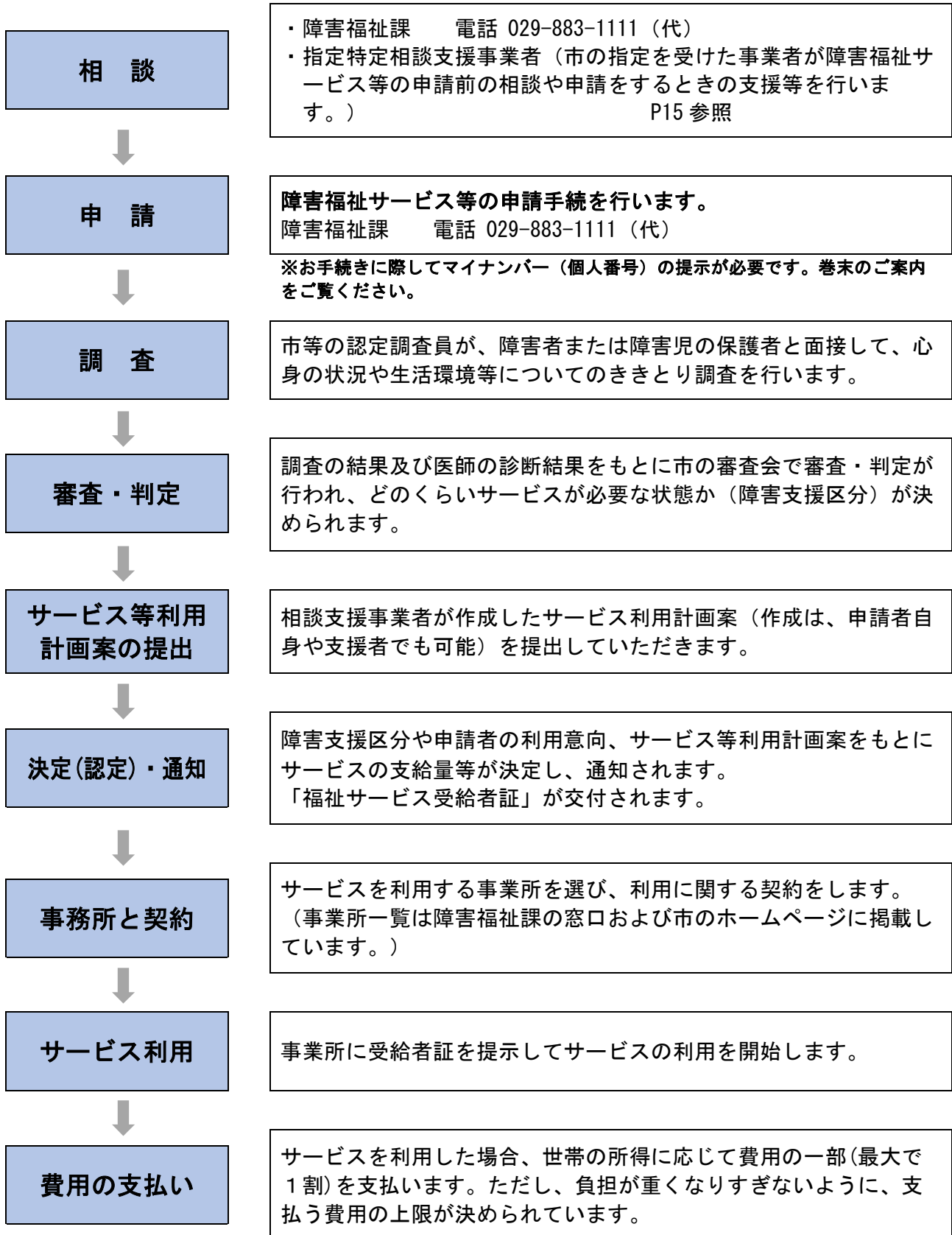
■障害児通所支援：通所利用の障害児に対して、日常生活の自立や個々の発達を促すため、療育指導を行います。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技術を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に授業の終了後または夏休み等の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。

## ＜障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用のしかた＞

障害福祉サービス等を利用するためには、事前の申請等の手続きが必要になります。申請からサービスを利用するまでの流れをご説明します。

※介護給付と訓練等給付で、手続きの流れが異なります。詳しくはお問い合わせください。



## 6 障害者相談支援事業所

相談支援事業所とは：相談支援専門員が、障害者（児）やその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

事業所名	種別			所在地	連絡先
	一	特	児		
つくば市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	○	○	○	つくば市筑穂1-10-4	電話 029-879-5511 FAX 029-879-5501
筑峯学園	○	○	○	つくば市平沢655-4	電話 029-867-5881 FAX 029-867-1968
つくばライフサポートセンター みどりの	○	○	○	つくば市みどりの1-32-9	電話 029-836-7200 FAX 029-836-7204
サポートプラザつくば	○	○	○	つくば市水守1189-5 つくば総合福祉センター内	電話 029-867-7170 FAX 029-867-7175
みもり園	/	○	○	つくば市水守859-4	電話 029-850-9030 FAX 029-869-0535
総合支援事業所 ひまわり	/	○	/	つくば市上横場2236-1	電話 029-828-7211 FAX 029-839-0511
障害者相談支援事業所 かえで	/	○	○	つくば市要1187-299 筑波記念病院内	電話 029-864-1212 FAX 029-877-4688
相談支援事業所 つくば根	/	○	/	つくば市小和田366	電話 029-867-1200 FAX 029-867-4744
サポートセンター きずな	/	○	○	つくば市大曾根3975-2	電話 029-875-5377 FAX 029-875-3285
相談支援事業所 ごきげんファーム	/	○	/	つくば市大角豆2168-1	電話 029-875-5660 FAX 029-875-5679
Growing	/	○	○	つくば市みどりの南25-3	電話 080-9416-8036 FAX 029-307-8138
特定相談支援事業所 KARIN	/	○	/	つくば市田倉4725	電話 029-847-2631 FAX 029-847-9590
総合支援事業所 ワークイノベーションセンター	/	○	/	つくば市大白碓431-1	電話 029-875-7627 FAX 029-875-7628
つくば市 障害児相談支援事業所	/	○	○	つくば市研究学園1-1-1	電話 029-883-1111 FAX 029-868-7544
あいホームつくば	/	○	/	つくば市今鹿島5703-7	電話 029-847-5101 FAX 029-847-5102
指定特定相談支援事業所 Sunlight	/	○	/	つくば市上横場2455-5	電話 029-886-8275
ゆあぷらん	/	○	○	つくば市二の宮1-21-3 501-2	電話 090-7818-5800 FAX 029-886-8276
こどもサークルつくば相談支援センター	/	/	○	つくば市東2-31-8 II-001	電話 080-6785-5103
カフェベルガ	/	○	○	つくば市天久保1-13-1 2F	電話 029-893-2764 FAX 029-893-2764
CARE PLAN 浅黄つくば	/	○	○	つくば市谷田部6251-9 101号	電話 029-869-6225 FAX 029-869-6226
相談支援事業所 孚	/	○	○	つくば市谷田部1144-37	電話 090-3312-1184
相談支援事業所 1up S. S. D	/	○	○	つくば市二の宮3-25-1 CASAアモールII 105号室	電話 029-896-3162
相談支援あおいぞう	/	○	○	つくば市吾妻3-13-3 吾妻・レジデンス103号	電話 029-844-9128 FAX 029-844-9128
相談支援事業所 雅	/	○	○	つくば市長高野3-18-3 小川ビル2F	電話 029-886-9100 FAX 029-886-9100

※各事業所によって対象とする障害や相談できる時間等が異なります。詳しくは、直接各事業所へお問い合わせください。

## ＜どんなことを相談できるの？＞

- ① 福祉サービスの利用援助、②社会資源を活用するための支援、③社会生活力を高めるための支援、④障害者やその家族の権利の擁護のために必要な支援、⑤専門機関の紹介

事業所種別：障害者相談支援事業所には3つの種別があり、以上の相談に加えて、それぞれ以下のようなサービスを行います。

事業所種別	主なサービス内容
（一）指定一般 相談支援事業者	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方が、地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている方等の夜間や緊急時等における支援を行います。
（特）指定特定 相談支援事業者	障害のある方が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
（児）指定障害児 相談支援事業者	障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

## 7 補装具及び日常生活用具

### ○ 補装具費の支給

**身 難**

身体障害者（児）や難病患者の方の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入、借受けまたは修理に係る費用の一部を公費で負担します。**※必ず修理・購入前にご相談ください。**

対象者	身体障害者手帳を持っている方 <身体障害者(児)> 難病の疾患による障害のある方 <難病> ※ただし、障害者本人または配偶者（障害児の場合は世帯全員）のうち、市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。
自己負担額	原則として、費用の1割が自己負担となります（所得等に応じて負担の上限があります）。ただし、費用が基準額を超えた場合、基準額の1割及び基準額を超えた費用が原則として自己負担となります。
必要書類等	身体障害者手帳<身体障害者(児)> 対象疾患に罹患していることがわかるもの<難病> ※他に印かん、補装具意見書等 ※支給対象者及び保護者について個人番号の提示が必要です。（巻末を参照ください）
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
備考	介護保険法等による給付の対象とならない場合に限りです。

#### <補装具の種類>

障害名	種類
肢体不自由関係	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ（一本杖を除く）、重度障害者用意思伝達装置
視覚障害関係	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害関係	補聴器、人工内耳（一部の修理のみ）
身体障害児及び対象疾患に罹患している児のみ	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

### ○ 日常生活用具の給付

**身 知 精 難**

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

**※必ず購入の前にご相談ください。**

自己負担額	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、費用が基準額を超えた場合、基準額の1割及び基準額を超えた費用が自己負担となります。
必要書類等（障害）	証明となるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、印かん、世帯の課税状況を証明できるもの
必要書類等（難病） （共通）	対象疾患に罹患していることがわかるもの、難病患者日常生活用具給付用医師意見書、印かん、世帯の課税状況を証明できるもの ※給付対象者について個人番号の提示が必要です。（巻末をご参照ください）
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
備考	介護保険法の対象となる方、医療機関に入院中の方、福祉施設に入所中の方及び3歳未満の方等は対象とならない場合があります。耐用年数内の再給付については、個別にご相談ください。

<障害児（者）>

令和5年4月現在

品目	対象者	耐用年数	基準額
特殊寝台	下肢・体幹機能障害2級以上の者	8年	154,000円
特殊マット	1) 障害児の場合、下肢・体幹機能障害2級以上の者 2) 障害者の場合、下肢・体幹機能障害1級の者（常時介護を要するもの） 3) 療育手帳A以上の者	5年	①②の方 50,000円 ③の方 19,600円
特殊尿器	下肢・体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者）	5年	67,000円
入浴担架	下肢・体幹機能障害2級以上の者（入浴に介助を要する者）	5年	82,400円
体位変換器	下肢・体幹機能障害2級以上の者（下着の着脱等に当たって家族等他人の介助を要する者）	5年	15,000円
移動用リフト	下肢・体幹機能障害2級以上の者	4年	159,000円
訓練いす（児のみ）	下肢・体幹機能障害2級以上の障害児	5年	33,100円
訓練用ベッド（児のみ）	下肢・体幹機能障害2級以上の障害児	8年	159,200円
入浴補助用具	下肢・体幹機能障害のある者（入浴に介助を要する者）	8年	90,000円
便器	下肢・体幹機能障害2級以上の者	8年	手すりなし 4,450円 手すり付き 9,850円
頭部保護帽	1) 平衡・下肢・体幹機能障害または療育手帳A以上 2) 精神障害者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3年	スポンジ、革を主材料とするもの 15,200円 スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの 36,750円
T字状・棒状のつえ	歩行補助つえの使用により歩行機能が補完される身体障害者	3年	木製 2,200円 軽金属製 3,000円
移動・移乗支援用具 ※手すり、スロープ等 （工事を伴わないもの）	平衡・下肢・体幹機能障害のある者（家庭内の移動等において介助を要する者）	8年	60,000円
特殊便器	上肢機能障害2級以上の者（当該用具により、介助者なしで排せつ処理が可能になる者）	8年	151,200円
自動消火器	身体障害2級以上または療育手帳A以上の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（単身世帯またはこれに準じる世帯の者）	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上の者（単身世帯またはこれに準じる世帯の者）または18歳以上の療育手帳A以上の者（単身世帯またはこれに準じる世帯の者）	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上の者	10年	7,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級の者（単身世帯またはこれに準じる世帯の者）	10年	87,400円
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の者（自己連続携帯式腹膜かん流法による透析療法を行う者に限る）	5年	51,500円
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上の者もしくは音声または言語機能障害があり、喉頭を摘出した者	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の者もしくは音声または言語機能障害があり、喉頭を摘出した者	5年	56,400円
発動発電機	呼吸器機能障害3級以上の者で、在宅で1日に1回以上人工呼吸器の装着が必要な者	—	100,000円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	10年	17,000円
盲人用体温計	視覚障害2級以上の者（単身世帯またはこれに準じる世帯の者）	5年	9,000円

品目	対象者	耐用年数	基準額
盲人用体重計	視覚障害2級以上の者（単身世帯またはこれに準じる世帯の者）	5年	18,000円
携帯用会話補助装置	音声または言語機能障害のある者（発声・発語に著しい障害を有する者）	5年	98,800円
情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上または視覚障害2級以上の者	5年	100,000円
点字ディスプレイ			
点字器	視覚障害者	7年	真鍮製 10,400円
			プラスチック製 6,600円
		5年	アルミニウム製 7,200円
			プラスチック製 1,650円
点字タイプライター	視覚障害2級以上で、就労もしくは就学している者または就労が見込まれる者	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	6年	録音、再生機能付 85,000円
			再生機能のみ 35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	6年	99,800円
視覚障害者用読書器	視覚障害者で本装置により文字等を読みまたは聴き取ることが可能となる者	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の者	10年	触覚式時計 10,300円
			音声時計 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害もしくは音声または言語機能障害のある者（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として給付の必要があると認められる者に限る）	5年	30,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年	88,900円
人工喉頭	音声または言語機能障害があり喉頭を摘出した者	4年	呼気式 5,000円
		5年	電動式 70,100円
点字図書	視覚障害のある者	—	年間6タイトル24巻に限り、点字図書の価格から一般図書購入費相当額を控除した額（月刊、週間等で発行される雑誌を除く）
居宅生活動作補助用具	下肢機能障害もしくは体幹機能障害または脳原性運動機能障害（移動機能障害に限る）3級以上の者	—	200,000円 ※対象者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの



品目	対象者	耐用年数	基準額
ストマ用装具	ぼうこうまたは直腸機能障害のある者	—	腸管用月額8,600円 尿管用月額11,300円
紙おむつ等	3歳以上であって次のいずれかに該当する方 1) ぼうこう又は直腸機能障害のある身体障害者でストマ周辺の皮膚に著しいびらんがある等の理由でストマ用装具の装着が困難な方 2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する二分脊椎等の神経障害による高度の排泄機能障害のある方 3) 脳原性運動機能障害等により特に排せつ介護が必要であると認められる方 4) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもので、紙おむつ等の用具類を必要とする者	—	月額12,000円
収尿器	脊髄損傷等による排尿障害（常時失禁のある場合に限る）のある身体障害者のうち、収尿器の使用が必要であると認められる者	1年	男性用 7,700円 女性用 8,500円

＜難病＞※審査の結果、対象外となることがあります

令和5年4月現在

品目	対象者	耐用年数	基準額
便器	常時介護を要する者	8年	手すりのないもの 4,450円 手すり付きのもの 9,850円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	5年	50,000円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	8年	154,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	5年	15,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	8年	90,000円
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	8年	60,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	5年	56,400円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	5年	36,000円
発動発電機	呼吸器機能に障害のある者で、在宅で1日1回以上人工呼吸器の装着が必要な者	—	100,000円
移動用リフト	下肢または体幹機能に障害のある者	4年	159,000円
居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能に障害のある者	—	200,000円
特殊便器	上肢機能に障害のある者（当該用具により介助者なしで排せつ処理が可能になる者）	8年	151,200円
訓練用ベット	下肢または体幹機能に障害のある者	8年	159,200円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯 及びこれに準ずる世帯に属する者	8年	28,700円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	5年	157,500円
T字状・棒状のつえ	下肢または体幹機能に障害のある者	3年	木製のもの 2,200円 軽金属のもの 3,000円

## ○ 身体障害者紙おむつ購入費の助成

身

肢体不自由の障害があり、在宅で常時紙おむつを必要とする方（3歳以上）に、1年度に1回、身体障害者紙おむつ購入助成券を交付します。

対象者	両上肢及び両下肢の機能障害1級、両上肢及び体幹の機能障害1級
助成額	1人につき 16,000円
必要書類等	身体障害者手帳
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
備考	介護保険の第1号被保険者、つくば市の他の制度により紙おむつの給付を受けている方は対象となりません。 交付に一定の条件がありますので、詳細については、お問い合わせください。

## ○ 災害時に備えた用品等の保管

身

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設している方）が災害時に使用するストマ用装具を市役所で保管します。

対象者	市内に居住または通勤・通学するオストメイトで、市役所での保管を希望される方
保管する物	個人が使用しているストマ用装具（概ね1週間分）
管理方法	保管期間を1年間とし、更新の通知は行いません。 保管期間が過ぎる前に、ストマ用装具の入替えをしてください。 保管期間を過ぎても入替えが無い場合は、市で廃棄処分する場合があります。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

医療的ケアを日常的に必要としている方が災害時に必要とする医療的ケア用品（呼吸器予備回路、経管栄養用管、精製水、栄養剤など）を市役所で保管します。

対象者	市内に居住する医療的ケアが必要な方で、市役所での保管を希望される方
保管する物	個人が必要とする医療的ケア用品（概ね1日分）
管理方法	保管期間を1年間とし、更新の通知は行いません。 保管期間が過ぎる前に、医療的ケア用品の入替えをしてください。 保管期間を過ぎても入替えが無い場合は、市で廃棄処分する場合があります。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

## ○ 車いすの貸与

身

無料・期限付きで車いすを貸与します。

対象者	介護保険制度や障害福祉サービスを利用できない方、けがや病気などで車いすを一時的に必要としている方
貸与期間	最大で3か月まで
窓口	つくば市社会福祉協議会 在宅福祉係 電話 029-879-5511

## 8 地域生活支援

### ○ つくば市「福祉支援センター」

**身 知 発**

内容	障害児	児童発達支援	未就学の発達に心配のあるお子さんを対象に、保護者と共に、療育の中で発達を促す関わりを行います。
	通所支援	保育所等訪問支援	保育所等に通う発達に心配のあるお子さんに対し、その施設を訪問し、集団生活における支援や助言を行います。
	地域活動支援サービス		18歳以上の身体障害及び知的障害のある方を対象に創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等のサービスを実施します。
手続及び利用方法			障害者地域支援室・各福祉支援センターにお問い合わせください。

#### ■各センターの実施概要

開所時間 9時～17時

事業実施時間 9時～16時

センター名	実施サービス及び事業	定員/日	所在地・電話・FAX
福祉支援センターさくら	児童発達支援	20名	つくば市梅園 1-2-1 電話 852-0655 FAX852-9379
	地域活動支援サービス	30名	
福祉支援センターやたべ	地域活動支援サービス	30名	つくば市台町 1-2-2 電話 837-1188 FAX838-2764
福祉支援センターとよさと	児童発達支援	20名	つくば市手子生 2335 電話 848-0070 FAX848-0071
	保育所等訪問支援	-	
	地域活動支援サービス	30名	
福祉支援センターくきざき	児童発達支援	10名	つくば市下岩崎 2068 電話 876-1181 FAX876-1639
	地域活動支援サービス	20名	

### ○ 地域活動支援センター事業

**精**

内容	I型	主に精神に障害のある方を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等のサービスを実施します。 また、障害者等の地域生活支援の促進を図るため、専門職員を配置し、相談支援事業、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。
利用方法	障害者地域支援室・実施事業所にお問い合わせください。	
事業所	市障害福祉課のホームページを参照してください。 ※インターネットに接続できる環境のない方は、障害者地域支援室までお問い合わせください。	
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111 (代)	

## ○ 移動支援サービス利用費の助成

身 知 精

つくば市障害者移動支援事業の協定事業者から、受給者が移動支援サービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給する事業です。

■移動支援サービス：障害者が円滑に外出することができるようヘルパーが付き添い外出介護を行うサービスです。（※車両を使用する移送サービスではありません。）

受給対象者	① 身体障害者手帳1級または2級の方 ② 療育手帳の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※視覚障害により移動に著しい困難を有する方は、介護給付の「同行援護」を優先的にご利用ください。
手続及び利用方法	利用方法等に一定の条件がありますので、詳細については、お問い合わせください。
協定事業所	市障害福祉課ホームページを参照してください。 ※インターネットに接続できる環境のない方は、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## ○ 日中一時預かりサービス利用費の助成

身 知 精

つくば市障害者日中一時支援事業の協定事業者から、介護対象者が日中一時預かりサービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給する事業です。

■日中一時預かりサービス：施設等において一時的に障害者等を預かり、その介護を行うサービスです。（※宿泊を伴わないものに限りです。）

受給対象者	次のいずれかに該当する介護対象者を居宅において介護している方 ① 障害福祉サービスの短期入所の支給決定を受けている方 ② 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている18歳未満の方 ③ 医師の診断書により心身に障害があると認められる18歳未満の方
手続及び利用方法	利用方法等に一定の条件がありますので、詳細については、お問い合わせください。
協定事業所	市障害福祉課ホームページを参照してください。 ※インターネットに接続できる環境のない方は、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## ○ 重度身体障害者訪問入浴サービス利用費の助成

身

つくば市重度障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給事業の協定事業者から、受給者が訪問入浴サービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給する制度です。

■訪問入浴サービス：自宅浴槽での入浴が困難な方に提供する、折りたたみ式の簡易浴槽を使用した入浴サービスです。看護職員1名と支援員2名が移動入浴車で自宅を訪問します。体調不良等で入浴できないときは、タオル等で身体をふいてきれいにする清掃を行うこともできます。

受給対象者	身体障害者手帳の等級が1級または2級に該当する身体障害者(児)であって、歩行が困難であるため移送に耐えられない等の事情がある方。
手続及び利用方法	利用方法等に一定の条件がありますので、詳細については、お問い合わせください。
協定事業所	市障害福祉課ホームページを参照してください。 ※インターネットに接続できる環境のない方は、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111 (代)

※お手続きに際してマイナンバー(個人番号)の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## ○ 住宅改造費の助成

身 知

心身に重度の障害のある方が日常生活を容易にするため、台所、浴室、便所、寝室、玄関等を改造し、生活環境の整備を図るために要する費用を助成します。

対象者	下肢・体幹・移動機能障害1級・2級で、身体障害者手帳に第1種と記載のある方療育手帳 <sup>①</sup> の方で、改造が必要と認められる方
助成額	改造費用の4分の3を助成します(補助上限額 262,000円)
必要書類等	身体障害者手帳または療育手帳、工事見積書、工事図面、改修前の写真、印かん
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111 (代)
備考	所得制限がありますので、着工前に必ずご相談ください。 (工事後の補助はできません)

## ○ 手話通訳者の設置

身

市役所に来庁した聴覚、言語機能または音声機能に障害のある方に手話通訳を行います。

設置日時	月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く) 9時～12時、13時～17時
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111 (代) FAX 029-854-8520 Email <a href="mailto:wef023@city.tsukuba.lg.jp">wef023@city.tsukuba.lg.jp</a>

## ○ 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

身

聴覚、言語機能または音声機能に障害のある方が、生活上コミュニケーションに不便をきたすとき（病院や学校、公共機関等に行くとき）、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対象者	市内に居住する聴覚、音声機能または言語機能に障害のある方
手続及び利用方法	事前に登録していただいた上でご利用ください。 ご利用の際には、所定の「つくば市手話通訳者等派遣申請書」に日時、場所、内容等必要事項をご記入の上申請ください。（7日前まで）
窓口	障害者地域支援室 ※ FAX・郵便でお申込みできます。 電話 029-883-1111（代） FAX 029-854-8520（24時間受信します） Email wef023@city.tsukuba.lg.jp

## ○ 遠隔手話サービス

身

聞こえる方と手話を必要とする方が同じ場所においても、手話通訳を必要とする方がスマートフォンやタブレット端末等を使ったテレビ電話で、窓口設置手話通訳者による手話通訳を受けられるサービスです。

対象者	市内に在住する手話通訳を必要とする聴覚に障害がある方
手続及び利用方法	事前に登録していただいた上でご利用ください。
設置日時	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）9時～12時、13時～17時 ※窓口設置手話通訳者が窓口対応中は、サービスを受けられない場合があります
窓口	障害者地域支援室 ※ FAX・郵便でお申込みできます。 電話 029-883-1111（代） FAX 029-854-8520（24時間受信します） Email wef023@city.tsukuba.lg.jp

## ○ 点字・録音広報

身

対象者	視覚障害者
内容	「広報つくば」「つくば市かわら版」の点訳・音訳を行い、希望者へお届けしています。
窓口	広報戦略課 電話 029-883-1111（代）

## ○ 中途失明者緊急生活支援

身

視覚障害により日常生活に支障をきたしている方に対し、自立更生・社会参加の促進を図るため必要な相談・指導訓練を行います。

指導内容	コミュニケーション技術、歩行技術、日常生活動作技術等
実施機関	茨城県立視覚障害者福祉センター 電話 029-221-0098
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

## ○ 身体障害者補助犬の給付

身

社会参加と自立更生に効果があると認められる在宅の身体障害者に身体障害者補助犬を給付します。

対象者	視覚障害 1 級またはこれに準ずる者（盲導犬） 肢体不自由 1、2 級またはこれに準ずる者（介助犬） 聴覚障害 2 級またはこれに準ずる者（聴導犬）
費用	世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります。 また、歩行訓練等期間中の食費及び交通費等についても自己負担となります。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）
備考	必要と思われる場合は、事前にご相談ください。

## ○ 自動車改造費の補助

身

身体に障害のある方が就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の運転装置（ハンドル・ブレーキ・アクセル等）を改造する必要がある場合に、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

対象者	① 上肢、下肢または体幹の機能障害があり、身体障害者障害程度等級表の 1、2 級に該当する方（総合等級ではありません） ② 申請した日の属する年の前年（1～6 月に申請の場合は前々年）の申請者、配偶者または生計を維持する扶養義務者の所得が一定の額を超えていない方 ③ 原則、申請年度を含めて過去 5 年間に当該補助を受けていない方 ④ 自動車の改造に着手する前に申請される方
補助額	補助金の額は自動車改造に直接要した費用の額とし、当該費用が 10 万円を超える場合は、10 万円が補助限度額となります。
必要書類等	① 身体障害者自動車改造費補助金交付申請書 ② 自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する費用の見積書 ③ 申請者の自動車運転免許証の写し ④ 当該自動車の自動車検査証の写し（申請者名義のものに限る） ※申請手続き後、実績報告の手続きや申請者の状況によっては、この他にも必要となる書類が生じることがありますので、詳細については、お問い合わせください。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

## ○ 自動車運転免許証取得費の補助

身

身体に障害のある方が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合に、指定自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識についての教習を受けるために必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

対象者	① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が、身体障害者障害程度等級表の1、2、3、4級に該当する方（※総合等級ではありません） ② 道路交通法第88条に規定する自動車運転免許の欠格事由に該当しない方 ③ 教習所に入校する前に申請される方
補助額	補助金の額は、申請者が教習所に納入した入学金、教習料金、検定料、卒業証明書発行手数料その他の費用の3分の2に相当する額とし、その額が10万円を超える場合は、10万円を限度とします。
必要書類等	① 身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書 ② 運転免許取得費概算額内訳表 ③ 身体障害者運転免許適正審査結果表の写し（該当者に限りませ） ※申請手続き後、実績報告の手続きや申請者の状況によっては、この他にも必要となる書類が生じることがありますので、詳細については、お問い合わせください。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

## ○ 緊急通報システム（FAX・メール）

身

### ① ファックス110番・メール110番

聴覚や言語等に障害のある方が、犯罪の被害にあった場合や目撃した場合で警察に来て欲しい時等の通報をファックスで受信します。携帯電話を利用して文字の対話により通報することも可能です。

- FAX 029-301-6110 または #7412
- E-mail <http://ibaraki110.jp/>

### ② ファックス119番・NET119

聴覚や言語に障害のある方が、火災・急病になった場合、自宅等で負傷した場合などで消防車・救急車に来て欲しいとき等の通報をファックスまたはNET119で消防本部が受信します。ファックス119番は障害福祉課で、NET119は消防本部での事前登録が必要です。

## ○ ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、または、認知症の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするよう、作成されたマークです。

対象者	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、または、認知症の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方。
必要書類等	ヘルプマーク申請書
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）



## ○ 茨城県生活福祉資金貸付・小口資金貸付制度

身 知 精

障害者世帯等に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るために資金の貸付を行います。

貸付目的	資金の貸付と合わせて必要な相談支援を行うことにより、安定した生活が送れるようにするための貸付制度です。資金の種類により貸付要件は異なり、申請後に審査があります。まずはご相談ください。
窓口	つくば市社会福祉協議会 生活支援係 電話 029-879-8511

## ○ 「避難行動要支援者名簿」への掲載と名簿情報

身 知 精

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、災害発生時の避難等に関して特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられました。

また、この名簿に掲載された方の情報について、平常時から民生委員・児童委員や地域の自主防災組織などの「避難支援者」に提供し、災害発生時の円滑な避難支援や安否確認に活用することになりました。**※名簿情報が提供されるのは、名簿に掲載される方本人が同意をした場合に限りです。**

対象者	<p>(避難行動要支援者名簿に掲載される方の要件)</p> <p><u>生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 要介護認定 3～5 を受けている方</li> <li>② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓・じん臓機能障害のみで該当する方を除く）</li> <li>③ 療育手帳(A)・A を所持する知的障害者</li> <li>④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者で、単身世帯の方</li> <li>⑤ その他、自ら避難することが困難と市が判断する方</li> </ol> <p>※各要件に該当する方は、本人の意思を問わず名簿に掲載されます。</p>
名簿の提供	<p><b>避難行動要支援者名簿に掲載された方本人の同意に基づき</b>、平常時から以下に掲げる全ての避難支援者に名簿情報を提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消防機関（お住まいの地域の消防団を含む）</li> <li>② 警察機関</li> <li>③ 民生委員・児童委員（お住まいの地域の委員のみ）</li> <li>④ つくば市社会福祉協議会</li> <li>⑤ 自主防災組織（お住まいの地域の組織のみ）</li> </ol> <p>※名簿情報：氏名・年齢・性別・住所・電話番号・避難支援を必要とする理由</p>
手続	<p>「対象者」欄の要件に該当する方は、「避難支援者への情報提供に関する同意書」に必要事項を記入（必ず情報提供に関する同意の有無を選択してください）の上、社会福祉課に提出してください。（※情報提供を希望しない場合もご提出をお願いします）</p>
窓口	社会福祉課 電話 029-883-1111（代）

## ○ 日常生活自立支援事業

知 精

福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理等を支援する事業です。

対象者	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方で、日常生活を営む上で必要となる事項について、自己の判断で適切に行うことが困難であると認められる方であって、かつ支援計画に定める援助にかかる契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方。
内容	福祉サービス等の利用援助、生活費の払戻し等日常的金銭管理、書類等の預かり
利用料	相談は無料。契約後の支援は有料。（生活保護受給の方は無料） ・福祉サービス等利用援助及び日常的金銭管理：1回1時間あたり1,100円 ・書類等預かりサービス：月額500円
窓口	つくば市社会福祉協議会 生活支援係 電話 029-879-5511

## ○ 成年後見制度

知 精

認知症、知的障害、精神障害等によって、自分だけでは十分な判断ができない方のために、後見人等を選任して本人の意思決定を支援し、生活や財産等を守る制度で、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

	法定後見制度	任意後見制度
内容	認知症や知的・精神障害等で判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所に選任された後見人等（後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わり財産管理と施設入所契約等の法律行為を行う制度です。家庭裁判所への審判申立てが必要です。	将来、認知症等で判断能力が不十分になった場合に備えて、自ら選んだ人（任意後見人）に、事前に財産管理や生活支援等依頼したい内容について、事前に定める契約（任意後見契約）を公正証書によって結んでおく制度です。
申立て等	水戸家庭裁判所土浦支部 土浦市中央 1-13-12 電話 029-821-4349	土浦公証役場 土浦市富士崎 1-7-21 和光ビル 4階 電話 029-821-6754
相談窓口	つくば市社会福祉協議会 つくば成年後見センター つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎 1階 電話 029-879-5511	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 水戸市五軒町 1-3-16 茨城司法書士会館内 電話 029-302-3166
	茨城県社会福祉士会 権利擁護・成年後見センター ばあとなあいばらき 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 5階 電話 029-244-9030	

## ○ あんしん生活支援サービス

お元気なうちに、認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期訪問や個別サービスを行う「見守り契約、財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」について、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」とパッケージで提供いたします。

対象者	つくば市民で判断能力のある、ひとり暮らしの高齢者、もしくは、高齢者夫婦世帯、または、障害のある方
内容	① 見守り契約 支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況、及び、健康状況を把握して、任意後見の開始時期を見定める契約です。 ② 財産管理契約 ご本人の財産管理やその他の生活上の事務について代理権を設定し、具体的な管理内容を決め委任する契約です。 ③ 死後事務委任契約 成年後見人等や任意跡見人の職務は、本人の死亡により終了します。本人が亡くなった後の諸手続き（葬儀、埋葬、家財の片付けなど）の事務を委任する契約です。
利用料	相談は無料。支援は有料。 ア 契約手続き支援料/30,000円 イ 基本料金/月3,000円（見守り活動、貸金庫使用料含む） ウ 個別サービス利用料/1時間1,500円（以降30分750円加算） ※別途、公正証書作成料など実費負担あり
窓口	つくば市社会福祉協議会 生活支援係 電話 029-879-5511

## ○ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難で、介護者がいない重度障害のある方が入院した場合に、日頃から本人を介護し、本人の意思を医療従事者に伝えることができるホームヘルパーを医療機関に派遣し、本人と医療従事者との意思疎通支援を行います。（※身体介護、家事援助等の介護サービスの提供は対象外）

対象者	<b>次の全てにあてはまる方</b> ① 本市に住所がある方 ② 本市の障害福祉サービスの支給決定を受け、居宅介護または重度訪問介護を現に利用している方 ③ 自力で意思疎通を図ることが困難な者のうち、医療従事者との間でコミュニケーション支援が必要な方 ④ 単身世帯の方またはこれに準ずる世帯の方
利用方法	詳細については、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

## 9 各種交通機関の利用について

### ○ TX（つくばエクスプレス）旅客運賃の割引

身 知

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がつくばエクスプレスを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳所持者（※下表を参照してください）
利用方法	各駅のご案内カウンターに手帳を呈示してください。
お問合せ先	つくばエクスプレス線各駅 TXコールセンター 電話 0570-000-298

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者（1名）	普通乗車券 普通回数乗車券	50%	つくばエクスプレス線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者（1名）または12歳未満の障害者とその介護者（1名）	定期乗車券 （小児定期乗車券を除きます）	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児定期旅客運賃については、割引を適用しません。</li> <li>・障害者が小児で、小児用定期券をご購入の場合に限り、介護者のみ割引が適用となります。</li> <li>・障害者が6歳未満の場合は、定期乗車券を購入したものとみなし、介護者のみ割引が適用となります。</li> <li>・介護者にたいしては、通勤定期乗車券の発売となります。</li> </ul>
第2種障害者（12歳未満）の介護者（1名）	定期乗車券	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤定期乗車券の発売となります。</li> <li>・第2種障害者は割引対象にはなりません。</li> </ul>
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	距離による制限はなし （つくばエクスプレス線内のみ）

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※第1種・第2種の別については、手帳に記載されています。

※身体障害者手帳および療育手帳については、マイナポータルとの連携を完了した「ミライロID」もご利用になれます。（列車等をご利用の際には、必ず手帳本体をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご呈示ください）

## ○ JR旅客運賃の割引

身 知

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を呈示してください。 列車等をご利用になる際にも手帳を携帯してください。
お問合せ先	JR各駅 JR東日本お問い合わせセンター 電話 050-2016-1600

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種障害者とその介護者（1名）	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し普通回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

※介護者は障害者1名に対して1名です。

## ○ 乗合バス（路線バス・高速バス）運賃の割引

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、乗合バス（路線バス・高速バス）を利用する場合、各運行会社が設定する割引率により運賃の割引を受けられる場合があります。割引率・割引を受ける方法等は各運行会社へお問い合わせください

## ○ つくバス（コミュニティバス）・つくタク（乗合タクシー）等の割引 **身 知 精**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、つくバス・つくタクを利用する場合、運賃及び定期券（定期券はつくバスのみ）が割引になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方及びその介護者（1名）
利用方法	運賃支払いの際または定期券購入の際に手帳を提示してください。（本人確認等のため、手帳中面も提示してください。） スマートフォン向け障害者アプリ「ミライロ ID」を利用する場合は、ミライロ ID の提示もって手帳の提示に代えることができます。（ミライロ ID を提示する場合でも、手帳本体の携帯が必要です。）
お問合せ先	総合交通政策課 電話 029-883-1111（代）

区分	割引対象	割引内容	利用方法
つくバス	運賃	通常運賃の半額	運賃支払いの際、運転士に手帳（またはミライロ ID）を提示し、割引運賃額を現金、回数券またはPASMO等の交通系 IC カードで支払ってください。 なお、回数券を購入する際に障害者手帳をご提示いただくと、利用時におつりが出ないよう券種の調整ができます。
	通勤定期券 通学定期券	各定期券の 3割引	定期券購入の際に、次の販売窓口到手帳を提示してください。 販売窓口：関東鉄道（株）学園サービスセンター、同つくば北営業所、同つくば中央営業所、牛久都市開発（エスカード 2F エスカードプラザ内）
つくタク	運賃	通常運賃の半額	運賃支払いの際、運転士に手帳（またはミライロ ID）を提示し、割引運賃額を現金または利用券でお支払いください。現金はお釣りのないようお願いいたします。（利用券の販売は令和 5 年 3 月 31 日までに順次終了します・ ※つくタクの利用に当たっては、事前の予約が必要です。利用方法の詳細については、市役所や窓口センター等で配布している「つくタクガイド」または市ホームページをご覧ください。
つくばね号	運賃	通常運賃の半額	運賃支払いの際、運転士に手帳を提示し、割引運賃額を現金または回数券でお支払いください。

## ○ 国内航空運賃の割引 **身 知 精**

身体障害者（12歳以上）、知的障害者（12歳以上）、精神障害者（12歳以上）の方が国内航空を利用する場合、一部の航空会社において、当該障害者及び介護者1名の運賃が割引されます。手続きの方法や割引額等、制度の詳細については各航空会社へお問い合わせください。

## ○ タクシー料金の割引

身 知

タクシーを利用する場合、料金が1割引になります。料金を支払う際に、手帳を提示してください。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳を所持している方
利用方法	料金支払いの際、手帳を提示してください。
お問合せ先	各タクシー会社

## ○ タクシー料金の助成（障害者タクシー運賃助成券）

身 知 精

外出する際にタクシーを利用する際の運賃を一部助成します。

対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳 <sup>Ⓐ</sup> ・A・B、 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 ※次の各号のいずれかに該当する者は助成を受けられません。 ①自動車税や軽自動車税の減免を受けている方②交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成の利用登録をされた方③医療機関に入院中の方④福祉施設や老人福祉施設等に入所または入居している方
助成額	助成券1枚につき500円（1回の乗車につき3枚まで使用可）を助成します。ただし、釣銭を受け取ることはできません。 年間36枚（透析療法を実施している方は年間108枚） ※利用券は、譲渡・再発行できません。
必要書類等	障害者手帳 ※毎年4月1日から新年度の券に切り替わります。年度ごとに申請が必要です。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

## ○ 交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成

身 知 精

重度障害者本人が外出する際に、交通系ICカードを利用して、鉄道・バスに乗車した場合の運賃を一部助成します。

対象者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 <sup>Ⓐ</sup> ・A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ※助成を受けようとする年度に自動車税や軽自動車税の減免を受けている方、障害者福祉タクシー券の交付を受けている方、医療機関に入院中の方、福祉施設に入所・入居している方は、助成を受けられません。
助成額	18,000円（助成上限額）
必要書類等	障害者手帳、助成に利用する交通系ICカード（手帳をお持ちの本人の記名式カードに限ります。） ※助成を受けるには事前に利用登録が必要です。 （登録完了前に利用した分は助成の対象となりません。）
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

## ○ 福祉有償運送

身 知 精

NPO法人や社会福祉法人等が、障害者や高齢者等一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスです。

対象者	身体障害者、介護保険の要介護者・要支援者、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有し、一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方（対象としている方は、各団体によって異なります。）
利用方法	利用するには、あらかじめ国土交通省による登録を受けた団体への会員登録が必要です。 お住まいの地域にある団体等については、お問い合わせください。
実施団体	実施団体等については、障害者地域支援室までお問い合わせください。
窓口	障害者地域支援室、高齢福祉課 電話 029-883-1111（代）

## ○ 有料道路通行料金の割引

身 知

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。事前に車（1台のみ）を登録する必要があります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳(A)・Aを所持している方	
適用範囲	第1種身体障害者	障害者本人が運転する場合及び障害者本人が車に同乗する場合
	第1種知的障害者	障害者本人が車に同乗する場合
	第2種身体障害者	障害者本人が運転する場合
	<p>※登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので、詳細はお問い合わせください。</p> <p>事前登録されていない自動車も割引を受けられます。（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）などが対象です。※業務利用等自動車は対象外）</p>	
手続	ETCを利用しない場合	<p>身体障害者手帳または療育手帳、登録を希望する自動車の車検証、障害者本人が運転する場合は障害者本人の運転免許証</p> <p>※令和5年1月以降に交付された車検証については、電子車検証（A6サイズ相当）と自動車検証記録事項をご持参ください。</p> <p>※リース契約書、住民票等が必要となる場合があります。</p>
	ETCを利用する場合	<p>上記に加え、ETCカード（障害者本人名義のものに限ります。ただし、障害者が未成年で、かつ本人が運転して割引を受けない場合は、保護者名義のものが使用できます。）</p> <p>ETC車載器セットアップ申込書・証明書等</p>
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）	
備考	<p>割引には有効期限があります。引き続き割引の適用を受ける場合は、更新の手続が必要です。更新は有効期限の2か月前から有効期限の前日まで受け付けます。</p> <p>令和5年3月27日より、オンライン申請が開始されました。オンラインで申請を行う場合に必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下のURLからご確認ください。※マイナポータルへの登録が必要です。</p> <p>・オンライン申請受付サイト：<a href="https://www.expressway-discount.jp">https://www.expressway-discount.jp</a></p>	



## ○ 障害者特別駐車券の交付

身 知 精

心身に障害のある方が自動車を運転する場合、または家族等が運転する自動車に同乗する場合に主につくば駅付近の駐車場利用料金が割引となる特別駐車券を交付します。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
必要書類等	障害者手帳
内容	(一財)つくば都市交通センターが運営する駐車場の利用料金が時間制駐車に限り半額になります。お店のサービスとは併用できません。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111 (代)

## ○ つくば市路外駐車場の料金の減額

身 知 精

心身に障害のある方（つくば市に住所を有する方）が自動車を運転する場合、または家族等が運転する自動車に同乗する場合に、市営の路外駐車場の駐車料金が減額されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
手続	普通駐車場料金減額申請を行い「特別駐車カード」の交付を受けてください。
必要書類等	障害者手帳
内容	つくば駅前広場駐車場、研究学園駅北口広場駐車場、みどりの駅西口広場駐車場の利用料金が半額になります。 <各駐車場の利用料金（減額前）> ○つくば駅前広場駐車場 ○研究学園駅北口広場駐車場 ○みどりの駅西口広場駐車場 ・ 駐車時間が20分まで 無料 ・ 20分経過後は、10分ごとに100円を積上 ・ 料金の上限なし
窓口	公園・施設課 電話 029-883-1111 (代)

## ○ 自転車等駐車場の料金の免除

身 知 精

心身に障害のある方が、市営の自転車等駐車場を使用する場合、使用料金が免除されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
必要書類等	障害者手帳 ※下記管理事務室に免除の申請をしてください。
内容	市営自転車等駐車場の使用料金が免除されます。
お問合せ先	つくば駅中央自転車駐車場〔第一区画〕管理事務室 電話 029-853-8019 公園・施設課 電話 029-883-1111 (代)

## ○ 駐車禁止の除外

## 身 知 精

障害のある方が、自ら運転または家族等の運転する車に同乗するとき公安委員会交付の標章（駐車禁止除外指定車標章）を車内の前面の見やすい箇所に掲出することで、道路標識等により駐車を禁止されている道路における規制対象から除外されます。ただし、道路標識等により駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所、駐車の方法に従わない駐車等はできません。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受け、一定の要件に該当する歩行困難者※詳細はお問い合わせください。
必要書類等	申請書、各種手帳の写し（それぞれ2部）
お問合せ先	つくば市学園の森 3-50-1 つくば警察署 電話 029-851-0110

## ○ いばらき身障者等用駐車場利用証制度

## 身 知 精 難

公共施設や店舗などにある身障者等用駐車場を必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者手帳交付者などを対象に利用証を交付します。

対象者〔障害者〕	身体障害者手帳	視覚、聴覚または平衡機能の障害	視覚障害：1～4級、聴覚障害：2・3級 平衡機能障害：3・5級
		肢体不自由	上肢機能障害：1・2級、下肢機能障害：1～6級 移動機能障害：1～6級、体幹機能障害：1～3・5級
		内部障害	心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 各4級以上
		療育手帳	「A」及び「A」
		精神障害者保健福祉手帳	1級
必要書類等	障害者手帳 ※代理人申請の場合、代理人の本人確認書類が必要		
対象者〔難病〕	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方		
必要書類等	上欄掲載の各受給者証（※代理人申請の場合、代理人の本人確認書類が必要）		
申請・交付・返却	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）		
制度のお問合せ	県福祉部長寿福祉課 電話 029-301-3326 FAX 029-301-3349		

# 10 税の控除等

## ○ 所得税・市県民税の所得控除

### 身 知 精

<p>障害者控除</p>	<p>① 障害者控除 納税者本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合、障害者控除の適用を受けることができます。</p> <table border="1" data-bbox="384 445 1386 822"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>所得税</th> <th>市県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級</td> <td>1人当たり 27万円</td> <td>1人当たり 26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>身体障害者手帳1・2級 療育手帳①・A 精神障害者保健福祉手帳1級</td> <td>1人当たり 40万円</td> <td>1人当たり 30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ同居の場合</td> <td>1人当たり 75万円</td> <td>1人当たり 53万円</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	所得税	市県民税	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円	特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳①・A 精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円	同居特別障害者	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ同居の場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円
	対象者	所得税	市県民税														
障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円														
特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳①・A 精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円														
同居特別障害者	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ同居の場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円														
<p>小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>② 心身障害者扶養共済掛金 納税者本人が共済に加入し掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。 ○必要書類：支払った掛金額の証明書</p>																
<p>医療費控除</p>	<p>本人または本人と生計を一にする親族のための医療費を支出した場合、次の算式によって計算した金額が、医療費控除の対象となります。 対象額：（支払った医療費－保険金等による補てん金） －（「総所得金額等×5%」と「10万円」のいずれか少ない金額） なお、以下のものも医療費控除の対象となります。</p> <p>③ ストマ用装具の購入費用 人工肛門または尿路変更等のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用 ○必要書類：ストマ用装具購入に係る領収書、ストマ用装具使用証明書</p> <p>④ 成人用おむつの購入費用 治療を継続的に行っている医師が、その治療上おむつが必要であると認めた場合、おむつの購入費 ○必要書類：おむつ購入費用に係る領収書、おむつ使用証明書またはおむつ使用証明書に代わる確認書（おむつ使用2年目以降の場合）</p>																
<p>手続</p>	<p>確定申告をされる際、各控除欄の必要書類を添付または提示してください。 ・ 給与所得者の場合、①と②は年末調整で手続きすることができます。 ・ 医療費控除を受ける場合、医療費控除の明細書等の提出が必要です。また、医療費の領収書は、確定申告期限等から5年間、自宅等で保存が必要です。 ・ 市県民税は本人が障害者の場合、障害者控除の申告をすることで、前年分の合計所得金額が135万円まで非課税になります。</p>																
<p>窓口 (お問合せ先)</p>	<p>土浦税務署（所得税・贈与税） 電話 029-822-1100（代） 市民税課（市県民税） 電話 029-883-1111（代） 勤務先の給与担当者 ※①と②のみ</p>																

○ 自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免 **身 知 精**

次の場合、自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）が減免（免除）になります。 ※事前に県税事務所へ連絡し、必要書類の案内を受けてください。

(38 ページ「対象となる障害区分・等級」参照) ※納期限内に手続きが必要です。

要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者本人が運転する場合</li> <li>・ 障害者と生計を一にする方が、障害者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合</li> <li>・ 障害者のみの世帯または70歳以上の方（若しくは未成年者）と障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する方が、障害者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合</li> <li>・ 手帳の交付日が軽自動車では申請する年の3月31日以前、環境性能割では自動車の登録の日以前である場合</li> <li>・ 福祉施設に入所しており、週1回または月4回以上の一時帰宅や通院等のために家族（3親等以内の親族に限る）が自動車で送迎している場合（福祉施設での証明、障害者の住民票、障害者、納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍（謄本または抄本）または施設入所の申込書等の写しが必要となります）</li> </ul> <p>※事業用・リース自動車の場合や、障害者本人が入院中の場合は対象となりません。                  ※自動車の所有者（自動車税の納税義務者）は、障害者本人または生計を一にする方に限られます。                  ※環境性能割を伴う減免申請後、1年以内に新たに減免申請を行う場合には既減免車の永久抹消登録が必須となります。（盗難や事故による滅失の場合を除く）</p>	
	現在お持ちの車	<p>自動車の運転者、所有者が共に障害者本人の場合</p> <p>県税事務所です手続きしてください。                  障害者手帳、免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し、マイナンバー（個人番号）確認書類（右記参照）</p> <p>生計を一にする方が運転者若しくは所有者の場合</p> <p>県税事務所です手続きしてください。障害者手帳、運転者の免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し、納税義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類（右記参照）、<b>生計を一にすることを示す書類（右記参照）</b></p> <p>常時介護する方が運転者の場合</p> <p>障害福祉課にて常時介護証明書の発行を受けてから、県税事務所です手続きしてください。障害者手帳、常時介護証明書、運転者の免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し、納税義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類（右記参照）</p>
手続き	新たに取得した車	<p>自動車の運転者、所有者が共に障害者本人の場合</p> <p>県税事務所自動車税分室です手続きしてください。                  障害者手帳、免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し <b>※既に減免されている自動車がある場合は減免となっている車の抹消・移転登録した事を証明する書類が別途必要（同一住所の方への移転時は減免不可）</b></p> <p>生計を一にする方が運転者若しくは所有者の場合</p> <p>県税事務所自動車税分室です手続きしてください。障害者手帳、運転者の免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し、<b>生計を一にすることを示す書類（右記参照）</b></p> <p><b>※既に減免されている自動車がある場合は減免となっている車の抹消・移転登録した事を証明する書類が別途必要（同一住所の方への移転時は減免不可）</b></p> <p>常時介護する方が運転者の場合</p> <p>障害福祉課にて常時介護証明書の発行を受けてから、県税事務所自動車税分室です手続きしてください。障害者手帳、常時介護証明書、運転者の免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し</p> <p><b>※既に減免されている自動車がある場合は減免となっている車の抹消・移転登録した事を証明する書類が別途必要。（同一住所の方への移転時は減免不可）</b></p>

マイナンバー（個人番号）確認書類	本人（納税義務者）が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号確認書類（マイナンバーカードまたは個人番号付きの住民票等）</li> <li>身元確認書類（顔写真つき身分証明書）</li> </ul> ※マイナンバーカードがある場合、番号・身元確認の両方が1枚で可能
	代理人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>委任状 ・ 代理人の身元確認書類（顔写真つき身分証明書）</li> <li>納税義務者の番号確認書類（マイナンバーカードまたは、個人番号付きの住民票）</li> </ul>
生計を一にすることを示す書類	障害者と同居である場合	車検証、障害者手帳、運転免許証により住所が同一であることを確認します。※必要に応じて住民票の提出を求めることがあります。
	障害者と同居でない場合	扶養関係を示す書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書の写し等） ※扶養関係が無い場合、障害者の住民票（本籍地記載）、障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍謄本（3親等以内の親族に限り減免対象）、生計同一確認書（同一大字または半径2km以内の区域に居住している場合のみ減免対象）が別途必要

※現在お持ちの車（種別割）の申請期限は納期限までとなります。（期限を過ぎた場合翌年度扱）

※新たに取得した車（環境性能割）の申請期限は自動車登録の日から30日以内となります。

<対象になる障害区分・等級>

障害区分	運転者区分	障害者本人が運転する場合	生計を一にする方・常時介護する方が運転する場合
視覚		1～4級	左に同じ
聴覚		2・3級	
平衡機能		3級	
音声機能		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
上肢機能		1・2級	
下肢機能		1～6級	1～3級
体幹機能		1～3級・5級	1～3級
脳病変による上肢機能		1・2級	左に同じ
脳病変による移動機能		1～6級	
心臓機能		1・3級	
じん臓機能			
呼吸器機能			
ぼうこう・直腸機能			
小腸機能		1～3級	
免疫機能			
肝臓機能			
知的障害（療育手帳）		㊀・A	
精神障害（精神障害者保健福祉手帳）		1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方（通院証明書が必要）	左に同じ

※身体障害の場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく障害区分ごとの等級で判断されます。

（例：総合等級2級の方で内訳が上肢3級、心臓4級の場合は該当しません）

<申請窓口>

- 土浦県税事務所：土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎第一分庁舎内  
（自動車税（種別割）） 電話 029-822-7205
- 土浦県税事務所自動車税分室：土浦市卸町2-1-5 ナンバーセンター土浦2階  
（自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）） 電話 029-842-7812
- つくば市役所障害福祉課（※常時介護証明書の発行のみ） 電話 029-883-1111（代）

## ○ 軽自動車税（種別割）の減免

身 知 精

次の場合、軽自動車税（種別割）が減免（免除）になります。

要件	対象となる障害区分・等級は普通自動車税（種別割）に準じます。 ※その他、下表の通り要件があります。
必要書類等	障害者手帳・運転免許証・納税通知書・軽自動車車検証・納税義務者のマイナンバー（個人番号）が分かる書類（巻末参照） ※申請期間は、納税通知書到着後から軽自動車税（種別割）納期限までです。 ※減免を受けるには、毎年度申請が必要です。
窓口	市民税課 電話 029-883-1111（代）
備考	1人につき1台の申請に限ります。（普通自動車税（種別割）の減免と軽自動車税（種別割）の減免の両方を申請することはできません。） ※減免の対象とならない場合もありますので、ご確認の上、ご来庁ください。

### <その他要件>

車の所有者	運転者	使用目的	備考
障害者本人	障害者本人	障害者の通院・通学等	—
障害者本人	生計同一者		—
障害者の家族	生計同一者		身体障害者の場合は18歳未満 精神・知的障害者の場合は年齢制限なし
障害者本人	常時介護者		障害者等のみの世帯の場合は可

※取得時の軽自動車税（環境性能割）については、前項「自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免」を参照してください。

## ○ 利子等の非課税（障害者マル優）

身 知 精

預貯金や国債等の元本350万円までの利子に対する、所得税及び復興特別所得税（通常15.315%）、住民税（通常5%）が非課税になる制度を利用できます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 障害年金受給者等
内容	少額預金の利子（マル優）：預貯金、合同運用信託等 少額公債の利子（特別マル優）：国債及び地方債 ※それぞれ元本350万円まで
窓口	金融機関、証券会社の営業所等

## ○ 相続税の障害者控除

身 知 精

相続人が 85 歳未満で障害者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます。

	対象者	控除額
一般障害者	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B・C 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	85 歳に達するまでの年数×10 万円が課税対象額から控除されます。
特別障害者	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳(A)・A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	85 歳に達するまでの年数×20 万円が課税対象額から控除されます。
窓口	土浦税務署 電話 029-822-1100	

## ○ 贈与税の非課税

身 知 精

重度障害者の生活の安定を図ることを目的に、親族や個人が財産を信託銀行等に信託するものです。（特定障害者扶養信託）

信託銀行が管理・運用を行い、障害者の方に生活費や医療費として定期的に金銭を交付する信託です。

信託財産 6,000 万円または 3,000 万円までは、贈与税が非課税になります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限度額 6,000 万円の対象者 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳(A)・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者</li> <li>・ 限度額 3,000 万円の対象者 療育手帳 B・C、精神障害者保健福祉手帳 2・3 級</li> </ul>
窓口	信託銀行等、土浦税務署（電話 029-822-1100）

# 11 その他の福祉

## ○ NHK放送受信料の減免

身 知 精

次の場合、NHK放送受信料が減免（全額免除または半額免除）になります。

	全額免除	半額免除
	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合	世帯主が視覚、聴覚障害の身体障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が身体障害者手帳1級・2級を持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が療育手帳①・Aを持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級を持ち、かつ受信契約者の場合
必要書類等	障害者手帳、印かん※全額免除の場合は、世帯構成員全員の非課税証明書及び申請書（世帯構成員全員の署名が必要）	
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）	
お問合せ先	NHK水戸放送局 経営管理企画センター受信料担当 電話 029-232-9811（平日10時～17時）	

## ○ 水道料金の減免

身 知 精

障害をお持ちの方がいる世帯には水道料金が減免される制度があります。

対象者	身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方がいる世帯 療育手帳①、Aをお持ちの方がいる世帯 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方がいる世帯 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級のうち、2つ以上をお持ちの方がいる世帯 ※対象者が病院へ入院または社会福祉施設へ入所されている世帯は除く。
減免の内容	該当される方の契約口径の基本料金相当額 ただし、口径が25mm以上については、20mmの基本料金相当額となります。 上下水道局が申請書を受理した月の翌月以降、最初に行う検針に係る水道料金から減免いたします。
必要書類等	減免の該当となる手帳の写し、水道料金減免申請書
窓口	つくば市水道お客様センター 電話 029-851-2811 障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）
備考	減免対象者が転居した場合、資格を喪失した場合、適用条件に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。



## ○ NTT番号案内の無料化（ふれあい案内）

身 知 精

NTT104番への電話番号のお問い合わせを無料で利用できます。

対象者	身体障害者手帳（視覚障害1～6級、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2級、聴覚障害2級・3級・4級・6級（1級・5級はなし）、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害3～4級 戦傷病者手帳（視力の障害 特別項症～第6項症、肢体不自由（上肢） 特別項症～第2項症、聴覚障害第2項症・第4項症、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害第1項症・第2項症・第4項症） 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
お問合せ先	事前に登録が必要となります。 電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134 <受付時間> 9時～17時（土日祝日、12/29～1/3を除く） 番号案内サービス公式 HP <a href="https://web116.jp/phone/numguide/">https://web116.jp/phone/numguide/</a>

## ○ 携帯電話利用料の割引

身 知 精

障害者本人名義の携帯電話で、障害者割引サービスが受けられます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（一人1回線のみ）
内容・手続	割引の内容や申し込み手続きについては、携帯電話会社ごとに異なります。詳しくはお使いの各携帯電話会社にお問い合わせください。
窓口	各携帯電話会社の取扱店

## ○ 郵便料金の免除

身

盲人用点字郵便及び盲人福祉施設から発送される盲人用録音物の郵送料は無料です。

お問合せ先	郵便局窓口
-------	-------

## ○ 青い鳥郵便はがきの無料配布

身 知

郵便局で、障害者の福祉に対する理解と認識を深めるため、青い鳥をデザインした封筒に郵便葉書（お一人につき20枚）をいれて郵送にて配布しています。

受付期間：2023年4月1日から2023年5月31日まで

お渡しは2023年4月20日から5月31日までとなります。

対象者	身体障害者手帳1級・2級の方、療育手帳 <sup>①</sup> ・Aの方
名称	郵便局窓口

## ○ 障害者歯科治療センター

身 知

開業医では治療の難しい障害者・児の歯科治療を行っています。完全予約制です。

名称	（公社）茨城県歯科医師会 口腔センター土浦
所在地	〒300-0812 土浦市下高津 2-7-47
電話	029-822-3835

## ○ 公共施設等の減免

## 身 知 精 難

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 難病患者で指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方
持参する物	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 指定難病特定医療費受給者証

### ■ 国立・県立施設等の減免（下掲以外にも減免を受けられる施設があります）

※減免内容や手続の方法については、各施設にお問い合わせください。

施設名	住所	お問合せ先	
国立科学博物館 筑波実験植物園	つくば市天久保 4-1-1	電 話	029-851-5159
		F A X	029-853-8998
つくばエキスポセンター (※)	つくば市吾妻 2-9	電 話	029-858-1100
		F A X	029-858-1678 (団体用)
茨城県近代美術館	水戸市千波町東久保 666-1	電 話	029-243-5111
		F A X	029-243-9992
茨城県天心記念 五浦美術館	北茨城市大津町椿 2083	電 話	0293-46-5311
		F A X	0293-46-5711
ミュージアムパーク 茨城県自然博物館	坂東市大崎 700	電 話	0297-38-2000
		F A X	0297-38-1999
茨城県立歴史館	水戸市緑町 2-1-15	電 話	029-225-4425
		F A X	029-228-4277
茨城県陶芸美術館	笠間市笠間 2345	電 話	0296-70-0011
		F A X	0297-70-0012
茨城県植物園	那珂市戸 4589	電 話	029-295-2150
		F A X	029-295-2149
アクアワールド 茨城県大洗水族館	東茨城郡大洗町 磯浜町 8252-3	電 話	029-267-5151
		F A X	029-267-5920
いばらき フラワーパーク	石岡市下青柳 200	電 話	0299-42-4111
		F A X	0299-42-4113
竜神大吊橋	常陸太田市 天下野町 2133-6	電 話	0294-87-0375
		F A X	0294-87-0160
国営ひたち海浜公園 (※)	ひたちなか市 馬渡字大沼 605-4	電 話	029-265-9001
		F A X	029-265-9339

※難病患者で指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方は対象外です。

■都市公園等の有料施設使用料等の減免

(下掲以外にも減免を受けられる施設があります。)

※減免内容や手続の方法については、各公園にお問い合わせください。

公園名称	住所	お問合せ先	
借楽園	水戸市見川 1-1251	電話 F A X	029-244-5454 029-244-5866
弘道館公園	水戸市三の丸 1-6-29	電話 F A X	029-231-4725 029-227-7584
砂沼広域公園	下妻市長塚乙 4-1	電話 F A X	0296-43-6661 0296-45-5370
大洗公園	東茨城郡 大洗町磯浜 8249	電話 F A X	029-219-5970 029-219-5971
港公園	神栖市東深芝 10	電話 F A X	0299-92-5155 0299-92-5155
洞峰公園	つくば市二の宮 2-20	電話 F A X	029-852-1432 029-855-5586
県西総合公園	筑西市桑山 2818	電話 F A X	0296-57-5631 0296-57-5881
笠間芸術の森公園	笠間市笠間 2345	電話 F A X	0296-77-1101 (笠間市役所管理課) 0296-77-5009
大子広域公園	久慈郡大子町浅川 2921	電話 F A X	0295-72-5824 0295-72-5824
笠松運動公園	ひたちなか市佐和 2197-28	電話 F A X	029-202-0808 029-202-6661
堀原運動公園	水戸市新原 2-11-1	電話 F A X	029-251-8444 029-252-2554

■つくば市立施設等の減免

市内の施設	主な施設	備考
体育施設	各体育館、グラウンド、テニスコート、プール等	各施設使用申請の際に、受付先にて利用の減免申請が出来ます。 ※手帳の写しが必要です。
文化施設	各市民ホール、地域交流センター等	

※手帳の内容によっては減免対象とならない場合もありますので、ご予約やご利用の際に、各施設に直接お問い合わせください。

## ○ 図書館の利用に関するサービス

身

障害のある方へのサービス	点字資料や点訳絵本、音声資料、大活字本、ＬＬブック等をご用意しています。また、デイジー資料は所蔵していませんが、デイジー再生機の貸し出しを行っています。ボランティアによる対面朗読、音訳した地域情報紙の送付（無料）も行っています。また、電子図書館では、音声読み上げや文字拡大の機能があります。
図書送付貸出しサービス	図書をご自宅に郵送（送料は有料）します。貸出しのお申し込みは、ホームページ、FAX、郵便、電話（開館時間内）で受け付けています。利用者登録や障害者手帳による送料の割引について、詳しくは図書館にお問い合わせください。
お問合せ先	中央図書館 電話 029-856-4311、FAX 029-856-6277 〒305-0031 つくば市吾妻 2-8（つくば文化会館アルス内） 開館時間 火～日 9時30分～19時（特別開館日は17時閉館） 休館日 月曜日、祝日、館内整理日、年末年始

## ○ 投票に関する制度

身

### <投票所での代理投票と点字投票>

代理投票は、投票用紙に文字を記入することが困難な選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者2名がつき、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりか確認します。また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、点字での投票もできるようになっています。

### <郵便等による不在者投票制度>

「郵便等投票証明書」の交付を受ければ、選挙時に投票用紙の請求を行うことで、自宅で郵便等による投票をすることができます。

対象者	<b>【身体障害者手帳】</b> ・両下肢、体幹、移動機能の障害…1・2級 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害…1・3級 ・免疫、肝臓の障害…1～3級 <b>【戦傷病者手帳】</b> ・両下肢、体幹の障害…特別項症～第2項症 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害…特別項症～第3項症 <b>【介護保険被保険者証】</b> ・要介護状態区分…要介護5 ※「郵便等投票証明書」の有効期間は7年間です。 ただし、介護保険の要介護者は、要介護「5」の認定の有効期間となります。
必要書類	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれか1点
申請方法	必要書類をお持ちのうえ、選挙管理委員会事務局にお越しくください（来庁が困難な方は以下の連絡先までご連絡ください）。※投票用紙等は選挙ごとに請求が必要です。
お問合せ先	選挙管理委員会事務局 電話 029-883-1111（代）

※郵便等による不在者投票制度の対象者で、かつ、上肢または視覚の障害が“身体障害者手帳の1級”もしくは“戦傷病者手帳の特別項症から第2項症”に該当する方は、「郵便等投票証明書」申請の際に代理人の届出を行うことにより、代理記載による投票が可能となります。（代理記載制度）

## 12 相談の窓口

○つくば市役所 電話 029-883-1111 (代表番号)

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

名称	内容				
つくば市 障害福祉課	<p>障害者(児)の福祉向上を促進する窓口として、相談・助言・支援を行います。障害者総合支援法サービスの申請窓口です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳の申請 ・特別障害者手当等の給付</li> <li>・補装具費の支給及び日常生活用具の給付・貸与</li> <li>・自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)の申請</li> <li>・障害者総合支援法に基づく福祉サービスの申請</li> <li>・その他障害者施策に関する申請</li> </ul> <p>&lt;福祉相談&gt;各種福祉制度等の相談に応じます。必要に応じて関係機関と調整・連携などを図ります。来所が困難な方には、電話相談等にも応じています。&lt;発達障害相談&gt;市内に居住するお子さんの発達に関する相談に応じます。事前予約が必要です。&lt;医療的ケア児等相談窓口&gt;自宅でも何らかの医療的ケアを行っているお子さんと御家族が必要とする各種サービスの紹介・ご相談に応じます。医療的ケアの必要な方と家族のための災害時対応ノートの作成のサポートもいたします。</p> <p>電話 029-883-1111 (代) FAX 029-868-7544</p>				
障害者虐待 防止センター (障害者地域支援室内)	<p>障害者虐待に関する相談窓口です。(7ページ参照)</p> <p>電話 029-883-1347 FAX 029-868-7544</p> <p>※FAXの受付は、平日8時30分から17時15分までです。</p>				
こども未来課	<p>子ども家庭支援員が18歳未満の児童に関する相談に応じます。</p> <p>電話 029-883-1111 (代) FAX 029-828-6203</p>				
特別支援教育 推進室	<p>障害のあるお子さん(特別な配慮や支援が必要となる可能性がある場合も含みます)についての相談を受け付けます。就学前・就学後を問わず、児童等一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育指導員が相談に応じます。</p> <p>電話 029-883-1111 (代) FAX 029-868-7532</p>				
消費生活センター	<p>悪質商法による被害や、借金問題(多重債務)等消費生活に関する相談を行っています。&lt;秘密厳守&gt;</p> <p>開設日時 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～12時、13時～16時</p> <p>〒305-0031 つくば市吾妻1-2-5 電話 029-861-1333 FAX 029-861-1300</p>				
保健センター	保健師等の専門のスタッフが子育て支援から健康増進、生活習慣病予防等に関した相談を行っています。				
	名称	内容		実施場所	
	発達相談	1歳6か月健診・3歳健診を受け、ことば・発達面で心配のあるお子さんを対象とした個別相談(予約制)		大穂保健センター 谷田部保健センター 桜保健センター	
	のびのび 子育て教室	1歳6か月健診を受け、ことば・発達面で心配のあるお子さんを対象にした親子遊びの教室(2歳児から対象)		大穂保健センター 谷田部保健センター	
	こころの 健康相談	自分や家族のこころの健康のことでの相談(予約制)※治療中の方は除く		大穂保健センター	
郵便番号	所在地	電話	FAX		
大穂保健センター	300-3257	筑穂1-10-4	029-864-7841	029-864-1122	
桜保健センター	305-0008	流星台61-1	029-857-3931	029-857-3875	
谷田部保健センター	305-0861	谷田部4774-18	029-838-1100	029-837-1145	

## ○各種相談機関

名称	内容
つくば市 社会福祉協議会	<p>障害者が地域で自立した生活ができるよう、日常生活支援のためのサービス提供や相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルパーの派遣や同行援護</li> <li>・生活福祉資金の貸付</li> <li>・障害者（児）及びその家族からの相談（障害者相談支援事業）</li> <li>・成年後見制度に関する相談及び申立支援</li> </ul> <p>〒300-3257 つくば市筑穂 1-10-4 (大穂庁舎 1 階)</p> <p>電話 029-879-5500 FAX 029-879-5501</p>
茨城県 つくば保健所	<p>H I V 検査、感染症対策（結核を含む）、難病相談、ひきこもり相談、医療費助成（指定難病、小児慢性特定疾病、不妊治療、肝炎治療）を行います。</p> <p>〒305-0035 つくば市松代 4-27</p> <p>電話 029-851-9287 FAX 029-851-5680</p>
茨城県 土浦児童相談所	<p>18 歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じ、子どもたちの最善の利益を図るために援助や指導を行います。また、療育手帳を中心とした判定を行っています。</p> <p>〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5</p> <p>電話 029-821-4595 FAX 029-822-0855</p>
茨城県立つくば 特別支援学校	<p>知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の併設型特別支援学校です。障害のある幼児・児童・生徒の相談に応じています。</p> <p>〒300-3255 つくば市玉取 2100</p> <p>電話 029-877-0220 FAX 029-877-0222</p>
茨城県立盲学校	<p>見えないこと・見えにくいことで困っている乳幼児や児童生徒とその保護者並びに成人の方のために相談・支援活動を行っています。</p> <p>〒310-0055 水戸市袴塚 1-3-1</p> <p>電話 029-221-3388 FAX 029-225-4328</p>
茨城県立 霞ヶ浦聾学校	<p>乳幼児・児童・生徒と、その保護者、関わる先生からのきこえとことばに関する相談に応じています。</p> <p>〒300-1154 稲敷郡阿見町上長 3-2</p> <p>電話 029-889-1555 FAX 029-889-2413</p>
茨城県 福祉相談センター	<p>身体障害者について医学的判定を行い、必要に応じて補装具の処方や適合判定及び自立支援医療（更生医療）の判定を行います。また、18 歳以上の知的障害者を対象に療育手帳に係る医学的・心理学的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行います。</p> <p>〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38</p> <p>電話 029-221-0800 FAX 029-221-0811</p>
茨城県精神保健 福祉センター	<p>精神保健の相談、思春期のこころの悩みに関する相談、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談を行っています。（面接相談はすべて予約制です。）</p> <p>〒310-0852 水戸市笠原町 993-2</p> <p>電話 029-243-2870 FAX 029-244-6555</p>
茨城県ひきこもり 相談支援センター	<p>専門コーディネーターが本人や家族の相談に応じます。</p> <p>〒308-0845 筑西市西方 1790-29</p> <p>電話 0296-48-6631 FAX 0296-54-6013</p>
障害者なんでも 相談室	<p>障害のある方やその家族の方からの生活・福祉などの諸問題に関する相談に、電話、FAX または来所により応じます。</p> <p>受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）9 時～12 時、13 時～16 時 30 分</p> <p>〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2 階</p> <p>電話 029-244-9588 FAX 029-244-9588</p>
茨城県障害者 権利擁護センター	<p>障害者虐待に関する相談窓口です。</p> <p>相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 9 時～17 時</p> <p>〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2 階</p> <p>電話 029-353-8663 FAX 029-353-8663</p>

名称	内容
茨城県立聴覚障害者福祉センター やすらぎ	聴覚障害者や盲ろう者のための福祉相談、研修、字幕入りDVDの制作・貸出し、手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣並びに盲ろう者向け通訳・介助員の派遣、養成研修を行っています。 〒310-0844 水戸市住吉町 349-1 電話 029-248-0029 FAX 029-247-1369
茨城県立視覚障害者福祉センター・ 点字図書館	視覚障害者のための各種相談や研修会の開催、白杖歩行・点字触読技術習得などの生活訓練、点字・録音図書・雑誌の製作貸出、点訳・朗読奉仕員等の養成を行っています。 〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64 電話 029-221-0098 FAX 029-221-0234
茨城県発達障害者支援センター COLORS つくば	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害等の発達障害のある方やその家族の方、関係機関の相談に応じています。 〒300-1245 つくば市高崎 802-1 電話 029-875-3485
土浦公共職業安定所 (ハローワーク土浦)	障害者相談窓口が設置されており、就職を希望する障害者の方に職業相談・紹介、職場定着支援等を行っています。 〒300-0805 土浦市中央 1838 電話 029-822-5124 FAX 029-822-5294
障害者就業・生活支援センター	障害のある方が身近な地域で安心して働き、自立した生活が送れるように、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。・就業に関する相談および助言 ・就業にともなう生活相談および情報の提供 ・就業準備のための基礎訓練や職場実習等の斡旋 ・在職者の方の継続的な定着支援を行います
障害者就業・生活支援センターかすみ	〒300-0053 土浦市真鍋新町 1-14 電話 029-827-1104 FAX 029-827-1105
つくばLSC 障害者就業・生活支援センター	〒305-0881 つくば市みどりの 1-32-9 メールアドレス lsc@sousikai.jp FAX 029-836-7204 電話 090-3808-6926 090-3808-6927 029-836-7200
茨城産業保健総合支援センター	職場における産業保健に関する問題・疑問について、お電話やメール等でご相談に応じます。 相談日：電話相談 月曜日～金曜日(祝日除く 8時30分～17時15分) メール・FAXでの相談は24時間受付(回答は後日) 面談 金曜日(13時～16時) ※要予約 〒310-0021 水戸市南町 3-4-10 水戸FFセンタービル 8階 E-mail mito@ibarakis.johas.go.jp 電話 029-300-1221 FAX 029-227-1335
土浦総合労働相談コーナー	労働問題に関するあらゆる相談に対応し、情報提供を行います。 〒300-0805 土浦市中央 1838 土浦労働基準監督署内 電話 029-882-7017 FAX 029-821-5128
いばらき就職支援センター 県南地区センター	職業紹介や適職診断など、相談員が就職を目指す皆さんの就職活動を支援します。 〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 (茨城県土浦合同庁舎3階) 電話 029-825-3410 FAX 029-825-3411
茨城県難病相談支援センター	難病に悩む方の相談を受け、安心した療養生活を送ることができるよう支援を行っています。また、家族・関係者からの相談にも応じています。 〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学内 電話 029-840-2838 FAX 029-840-2836

名称	内容
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部	
茨城障害者 職業センター	就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方に対して、就労支援を実施しています。（障害者手帳の有無は問いません） ・職業相談・職業評価（職業紹介はしていません） ・職業準備支援 ・ジョブコーチ支援 ・職場復帰（リワーク）支援 ※予約制となっていますので、事前にご連絡をお願いします。 ※利用料は無料です。 電話 0296-77-7373 〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66 FAX 0296-77-4752
高齢・障害者 業務課	障害者雇用納付金の申告・申請受付や助成金の受付、障害者の技能競技大会、講習・啓発等の業務を実施しています。 ・障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請、各種助成金 ・障害者職業生活相談員資格認定講習 ・優秀勤労障害者及び障害者雇用優良事業所の表彰 ・障害者技能競技大会（アビリンピック） 〒310-0803 水戸市城南 1-4-7 電話 029-300-1215 第5 プリンスビル5階 FAX 029-300-1217
土浦年金事務所	障害年金に関する相談に応じています。事前にご予約のうえご相談をお願いします。 （予約電話番号 0570-05-4890） 電話 029-825-1170 〒300-0812 土浦市下高津 2-7-29 FAX 029-822-7081
街角の年金相談 センター土浦	障害年金に関する相談に応じています。窓口相談のみとなりますので事前にご予約の上、来所でのご相談をお願いします。 予約専用ダイヤル 0570-05-4890 〒300-0037 土浦市桜町 1-16-12 リーガル土浦ビル 3F （駐車場はうららパーキングをご利用ください）
身体障害者 結婚相談所	身体障害者の方の結婚に関する各種相談に応じています。また交流会を開催し、出会いの機会を提供しています。 （一社）茨城県身体障害者福祉協議会内 〒310-0851 水戸市千波町 191 電話 029-243-7010 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内 FAX 029-243-7018
高次脳機能障害	脳卒中や事故の後遺症である高次脳機能障害に関する相談に応じています。
高次脳機能障害友 の会・いばらき	〒305-0817 つくば市研究学園 4-13-8 電話 080-5901-9979 滝沢方 E-mail kojinouibaraki@yahoo.co.jp URL http://nosonshoibaraki.sunnyday.jp/ ※毎月第2金曜日（11時～14時）に土浦市ふれあいセンターながみねにて相談に応じています。ご希望の方は事前にご連絡ください。
茨城県高次脳機能 障害支援センター	受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9時～17時 ※面接相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。 ※利用料は無料です。 〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 電話 029-887-2605 茨城県立医療大学内 FAX 029-887-2655



名称	内容
障害者差別の相談	障害者差別に関する相談に応じています。
茨城県 障害者差別相談室	障害者の差別を専門とする相談窓口です。 相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 9時～17時 電話 029-246-6049 FAX 029-246-6048 E-mail s-sohdan@bz04.plala.or.jp 〒310-0851 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階
つくば市 障害者地域支援室	障害者地域支援室では、対面による相談のほか、電話、ファックス、電子メールなどでの相談にも対応しています。 電話 029-883-1111（代） FAX 029-868-7544 E-mail wef023@city.tsukuba.lg.jp 〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
茨城いのちの電話	電話相談 つくば 電話 029-855-1000 水戸 電話 029-350-1000 フリーダイヤル 電話 0120-783-556 （受付16時～21時まで） （毎月10日の8時～翌日8時まで）
	LINE相談 毎週日曜日16時～19時50分（受付19時まで、第5日曜日休） 第2火曜日12時～15時50分（受付15時まで） ID @ibaraki-inochi-sns
いばらきこころの ホットライン	電話 029-244-0556 （月曜日～金曜日、9時～12時/13時～16時 祝日・年末年始休） 電話 0120-236-556 （土・日曜日フリーダイヤル9時～12時/13時～16時 年末年始休）

## ○ 身体障害者・知的障害者相談員

心身障害者の更生相談のため、つくば市長から委嘱された民間の協力者です。障害者またはその家族の方からのいろいろな相談に応じ、必要な指導や援助を行っていますのでお気軽にご相談ください。

お問合せ先	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）
-------	-----------------------------

## ○ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために活動するボランティアです。担当区域内の生活困窮者、高齢者、児童及び障害者などで支援を要する方の相談に応じ、助言や行政機関との橋渡しを行っています。

秘密を守ることを義務づけられている方々ですので、困ったとき、悩みごとがあるときは、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

お問合せ先	社会福祉課 電話 029-883-1111（代）
-------	--------------------------

## ○ 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）が、平成28年4月1日に施行されました。

### ○ 障害を理由とした差別の解消の推進について

法では、以下のことが、示されています。

#### ① 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害があることを理由に差別をすることを禁止  
行政機関・民間事業所ともに法的義務  
例）・車いすであることを理由に窓口対応を拒否する。

#### ② 合理的配慮の提供

障害者から「社会的障壁」（障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの）の除去を必要としている旨の申し出があった場合に、負担になりすぎない範囲で、合理的配慮を提供すること。

合理的配慮は、本来の業務に付随したものが対象

行政機関は法的義務、民間事業所は努力義務（※）

※令和3年5月に改正「障害者差別解消法」が成立したことに伴い、民間事業所も合理的配慮の提供が義務となります。令和3年6月4日から起算して3年以内に改正法が施行されます。

例）・車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをする。

・障害のある人の障害特性に応じた手段（筆談、読み上げ等）で対応する。

### ○ 茨城県条例について

茨城県では、平成27年4月1日に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行され、障害者の差別を専門とする相談窓口が開設されています。

### ○ 障害者差別の相談窓口について

#### **茨城県障害者差別相談室**

障害者の差別を専門とする相談窓口です。

相談日：平日（月曜日から金曜日まで） 9時から17時まで

電話 029-246-6049、FAX 029-246-6048

メールアドレス s-sohdan@bz04.plala.or.jp

〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階

#### **つくば市障害者地域支援室**

対面による相談のほか、電話、FAX、電子メールなどでの相談にも対応しております。

電話 029-883-1111（代）、FAX 029-868-7544

メールアドレス wef023@city.tsukuba.lg.jp

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

## 13 障害者虐待防止について

○対象となる障害者とは・

身体障害者	主に手や足・目・耳・内臓機能などに障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な人
知的障害者	主に先天的または出生時などに脳が障害を受けて知的な発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な人
精神障害者 (発達障害を含む)	主に統合失調症、うつ病、自閉症など病気や脳機能障害で、日常生活や社会生活に援助が必要な人
その他	社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

障害者虐待の例として、以下のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。

①**身体的虐待**：身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。【例：殴る、蹴る、閉じ込める、縛り付ける等】

②**性的虐待**：無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。【例：性的行為の強要、わいせつな映像を見せる等】

③**心理的虐待**：侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。【例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う等】

④**放棄・放任**：食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をせず、心身を衰弱させる(ネグレクト)こと。【例：食事を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない等】

⑤**経済的虐待**：本人の同意なしに、財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。【例：年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う等】

～虐待の問題を抱え込まないでください～

虐待を受けた障害者本人からの届け出や虐待を発見した人からの通報に対して、支援活動の体制が整えられています。また、虐待を通報した人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、情報は守られます。ひとりで抱え込んだり、放置したりせず、地域社会の支援を受けながら虐待に関わる問題を一緒に考えていきましょう。

※生命の危険など、緊急性が高い場合は警察(110番)または救急(119番)へ連絡してください。

### <障害者虐待に関する相談先>

●平日(8時30分～17時15分)	
つくば市障害者虐待防止センター (障害者地域支援室)	電話 029-883-1347 FAX 029-868-7544
●土・日・祝日(24時間)・夜間(17時15分～翌8時30分)	
つくば市障害者虐待防止センター(転送)	電話 029-883-1347
●茨城県障害者権利擁護センター	電話 029-353-8663
平日(月曜日～金曜日) 9時～17時	FAX 029-353-8663 電話番号はFAX兼用です

## 14 スポーツ・文化・その他

### ○ 市主催 スポーツ・文化事業

#### ■ おひさまサンサン生き生きまつり

在宅または施設の障害者（児）、高齢者、児童、ボランティア団体が協力して、スポーツやレクリエーション活動を行う事業です。

#### ■ チャレンジアートフェスティバル

障害のある方が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、社会参加を促進すると共に、市民の障害に対する理解と認識を高める普及啓発事業です。

#### ■ 障害児運動教室

スポーツを通じて、障害児（小学生）の体力増強・交流等の促進及び障害児のスポーツの普及を図る教室を開催しています。

※参加方法等については、障害者地域支援室までお問い合わせください。

お問合せ先	障害者地域支援室	電話 029-883-1111（代）
-------	----------	--------------------

#### ■ 知的障害者スポーツレクリエーション「みんなでDo! スポーツ」

知的障害者の心身のリフレッシュを図り、ボランティアとの交流を深めることを目的とする事業です。

対象者	市内在住、またはつくば特別支援学校在学中の方、あるいはこれまで本事業に参加した経験のある方、中学生以上で知的障害があり、運動することに健康上支障がない方
内容	参加者及びボランティアとのスポーツやレクリエーション活動 毎月第2日曜日 10時から12時まで／（場所）大穂体育館 ※参加費は無料（別途登録料等あり。詳細はお問い合わせください。）
お問合せ先	つくば市社会福祉協議会 地域福祉係 電話 029-879-5500

### ○ つくば市福祉団体等連絡協議会

つくば市福祉団体等連絡協議会は、つくば市内の障害者関係福祉団体が集まり、福祉の向上を目指して活動している協議会です。主な活動としては、毎月1回の定例会開催、市の福祉行事への協力、独自事業として、就学前のお子さんや保護者の方を対象とした「就学学習会」の開催、福祉先進地域視察研修等を行っています。

※各種団体の概要等については、障害者地域支援室までお問い合わせください。

お問合せ先	障害者地域支援室	電話 029-883-1111（代）
-------	----------	--------------------

# 15 障害程度等級表

## ○ 身体障害者障害程度等級表（その1）

級別		1級	2級	3級	4級
内部機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

## ○ 身体障害者障害程度等級表（その2）

級別		1級	2級	3級	4級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
	聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害	
	音声機能言語機能またはそしゃく機能の障害			音声機能・言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上肢機能障害	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体幹機能障害	体幹の機能障害により座っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 移動機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

5級	6級	7級
1 視力の良い方の眼の視力が0.2 かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70 点を超えかつ100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3 以上0.6 以下かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの  1 両耳の聴力レベルが70 デシベル以上のもの(40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50 デシベル以上のもの	
平衡機能の著しい障害		
1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm 以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm 以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

### 備 考

1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

3 異なる等級については2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の等級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障害」とは、中手指指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

## ○ 療育手帳の障害程度の判定等

障害の程度は、次の基準により最重度、重度、中度及び軽度に区分するものとし、手帳の障害の記載欄には、最重度の場合は「**Ⓐ**」、重度の場合は「**A**」、中度の場合は「**B**」、軽度の場合は「**C**」と表示するものとする。

### (1) 最重度

- ア 知的障害程度が最重度である者または知的障害程度が重度でありかつ日常生活における特別の介護を必要とする者
- イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表(以下「等級表」という。)の1級、2級に該当する障害を有する者であって、知能指数がおおむね35以下と判定された者

### (2) 重 度

- ア 知的障害程度が重度である者(前号アに掲げる者を除く。)または知的障害程度が中度でありかつ日常生活における特別の介護を必要とする者
- イ 身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、施行規則別表第5号に定める等級表の1級、2級または3級に該当する障害を有する者であって、知能指数がおおむね50以下と判定された者

### (3) 中 度

- ア 知的障害程度が中度である者(前号アに掲げる者を除く。)または知的障害程度が軽度でありかつ日常生活における特別の介護を必要とする者
- イ 身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、施行規則別表第5号に定める等級表の4級に該当する障害を有する者であって、知能指数がおおむね51以上60以下と判定された者

### (4) 軽 度

- ア 知的障害程度が軽度である者(前号アに掲げる者を除く。)

※知的障害程度は、知能指数と日常生活能力により判定するものとする。

※知的障害程度の判定にあたり、知能指数は下表のとおりとする。

知的障害程度	知能指数
最重度	おおむね20以下
重度	おおむね21以上35以下
中度	おおむね36以上50以下
軽度	おおむね51以上70以下

※日常生活能力の基準は、別に定める。

※日常生活における特別の介護を必要とする者は、保健面・行動面で判断するものとし、その基準は別に定める。

## ○ 精神障害者保健福祉手帳の障害程度の判定等

- (1) 1 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる限度のもの
- (2) 2 級 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (3) 3 級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする



子どもの健やかな成長を応援しよう！



## つくば市サポートブック すてっぷのーとあゆむ

### ★つくば市サポートブック「すてっぷのーと あゆむ」とは…

お子さんに関わる方々(保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所など)が連携し、お子さんが一貫した支援を受けられるようにするための冊子です。

「すてっぷのーと あゆむ」は保護者が作成、管理しながらご活用ください。作成は保護者のみではなく、お子さんに関わる方々と考え、相談しながら作成してもよいと思います。全ての項目を記入する必要はありませんので、必要だと思われる項目のみ記入してご活用ください。

なお、個人情報を含んだ冊子となりますので、使用の際には情報の管理に十分ご注意ください。

さあ、あなたも、お子さんの健やかな成長を願って「すてっぷのーと あゆむ」を作成・活用してみませんか？

「すてっぷのーと あゆむ」は、つくば市障害福祉課、つくば市福祉支援センターさくらとよさとくさぎにご用意しています。

※市ホームページからもダウンロード可(Word版)。「つくば市 あゆむ」で検索!  
<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibushogai/fukushika/gyomuunnai/2/1/1017692.html>

### <すてっぷのーと あゆむ> 表紙(見本)

## 障害がある人と支援を行う人のための 防災ガイドブック

### ★障害がある人と支援を行う人のための防災ガイドブック

このガイドブックは、障害のある人と支援者が災害への「自助」の力を高めるために参考にさせていただきたい備え、避難計画、障害種別ごとに気を付けることなどを掲載しています。支援の手が必要な人が災害時に取り残されることがないように「自助」の力を高め「共助」「公助」と円滑に連携が図れるよう、本ガイドブックをご活用ください。

※「全体版」と「本人用」があります。「本人用」は障害のある人本人の備えに関する内容を中心に掲載し、主要ページにフリガナをふっています。

## 医療的ケアを必要とする方と家族のための 災害時対応ノート・災害時ガイドブック



### ★「医療的ケアを必要とする方と家族のための災害時対応ノート」

このノートは、医療的ケアを必要とする方一人一人の状況に合わせ、災害時の備えとしてご自身で作成するものです。普段必要としている医療的ケアの内容や、災害が起こった際の避難の計画、災害時に連絡する関係者リスト、電源の確保方法等を記入し、いざという時に役立てていただくことを目的としています。作成に際して分からないことがあれば、医療的ケア児等相談窓口にお問い合わせください。

### ★「災害時ガイドブック」～在宅で医療的ケアを必要とする方用～

医療的ケアを必要とする方は様々な機器を使用しており、長時間の停電や断水は生命の危機に直結しかねません。「災害時ガイドブック」には、いざという時に「自助」の力を発揮するための情報などを掲載しています。災害時対応ノートと合わせてご利用ください。

災害時対応ノート・災害時ガイドブックともに市ホームページからダウンロード可能です。

#### 【お問合せ先】

つくば市福祉部障害福祉課

電話 029-883-1111(代) FAX 029-868-7544

メール wef023@city.tsukuba.lg.jp (すてっぷのーとあゆむについて)


wef025@city.tsukuba.lg.jp (災害時対応ノート等について)



「すてっぷのーと あゆむ」「災害時ガイドブック」  
「災害時対応ノート」「障害者福祉ガイドブック」  
に移行できます。

## ○ マイナンバー（個人番号）を提示する際に必要な書類

◇マイナンバー（個人番号）提示が必要な手続きでは、ご提示いただく「個人番号の確認」と提示される方の「身元確認」が必要となります。

申請書類提出者	申請者の「個人番号の確認」に必要なもの	番号を提示する方の「身元確認」に必要なもの
申請者本人等	<b>申請者の個人番号カード</b> (一枚で「個人番号の確認」と「身元確認」の両方が可能です)	
	申請者の個人番号通知カード 等 	<p><u>1点でよいもの（顔写真つきの証明書）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の運転免許証</li> <li>・申請者の旅券</li> <li>・申請者の障害者手帳（写真付のもの） 等</li> </ul> <p><u>2点以上必要になるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の健康保険証</li> <li>・申請者の障害者手帳（写真付でないもの）</li> <li>・申請者の受給者となっている各種受給者証</li> <li>・申請者の年金手帳</li> <li>・申請者の住民票 等</li> </ul>
郵送	※郵送による申請の場合は、上各書類の写しを添付してください。	
代理人	<p>以下のいずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の個人番号カード（写し可）</li> <li>・申請者の個人番号通知カード（写し可）</li> </ul> <p>※代理権を確認するため「<b>委任状</b>」等の提示があわせて必要となります。</p>	<p><u>1点でよいもの（顔写真つきの証明書）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の運転免許証</li> <li>・代理人の個人番号カード</li> <li>・代理人の旅券</li> <li>・代理人の障害者手帳（写真付のもの） 等</li> </ul> <p><u>2点以上必要になるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の健康保険証</li> <li>・代理人の障害者手帳（写真付でないもの）</li> <li>・代理人の受給者となっている各種受給者証</li> <li>・代理人の年金手帳</li> <li>・代理人の住民票 等</li> </ul>

※ 個人番号の提示が必要な手続きには、主に次のようなものがあります。

障害福祉課が担当する手続き	身体障害者手帳に関する申請
	精神障害者保健福祉手帳に関する申請
	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請
	補装具費の支給申請
	日常生活用具の給付申請
	特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当に関する申請
	訪問入浴サービスの申請
	日中一時預かりサービスの申請
	移動支援サービスの申請
	障害福祉サービスの申請
障害児通所支援（就学前・就学後児童）の申請	

※これらの手続き以外でも個人番号の提示が必要となる場合があります。また、手続きによってマイナンバー（個人番号）の提示が必要となる方が異なります。

ご不明な点については、各手続きの担当までお気軽にお問い合わせください。



## 最寄りの「相談支援事業所」をご利用ください。

※ 相談支援事業所は、つくば市基幹相談支援センターの身近な相談窓口です。

相談支援専門員が障害者（児）やその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

事業所名	所在地	連絡先
つくば市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	つくば市筑穂 1-10-4	電話 029-879-8522 FAX 029-879-5501
筑峯学園	つくば市平沢 655-4	電話 029-867-5881 FAX 029-867-1968
つくばライフサポートセンター みどりの	つくばしみどりの 1-32-9	電話 029-836-7200 FAX 029-836-7204
サポートプラザつくば (つくば総合福祉センター内)	つくば市水守 1189-5	電話 029-867-7170 FAX 029-867-7175

### 障害福祉全般に関する相談窓口

(※障害者差別に関する相談も受け付けております)

○ つくば市役所障害者地域支援室（つくば市基幹相談支援センター）

[所在地]

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1（つくば市役所2階40番窓口）

[連絡先]

電話 029-883-1111（代表） ファックス 029-868-7544

[つくば市公式ホームページ]

<http://www.city.tsukuba.lg.jp/>

「障害者福祉ガイドブック」